

むつ市議会第264回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和7年6月16日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- （1）10番 村 中 浩 明 議員
- （2）5番 濱 田 栄 子 議員
- （3）6番 櫻 田 秀 夫 議員
- （4）1番 高 橋 征 志 議員
- （5）14番 中 村 正 志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（２２人）

1 番	高	橋	征	志	2 番	杉	浦	弘	樹
3 番	佐	藤		武	4 番	工	藤	祥	子
5 番	濱	田	栄	子	6 番	櫻	田	秀	夫
7 番	住	吉	年	広	8 番	白	井	二	郎
9 番	富	岡	直	哉	10 番	村	中	浩	明
11 番	野	中	貴	健	12 番	佐	藤	広	政
13 番	東		健	而	14 番	中	村	正	志
15 番	井	田	茂	樹	16 番	浅	利	竹	二 郎
17 番	岡	崎	健	吾	18 番	佐々	木	隆	徳
19 番	佐	賀	英	生	20 番	大	瀧	次	男
21 番	佐々	木		肇	22 番	富	岡	幸	夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	山	本	知	也	副 市 長	吉	田		真
副 市 長	齋	藤	友	彦	教 育 長	阿	部	謙	一
公営企業者 管理	吉	田	和	久	代 監 査 委 員	氏	家		剛
選挙管理委員会 委員	畑	中	政	勝	農 委 員 会 長	坂	本	正	一
総 務 部 長	松	谷		勇	政 策 推 進 長	小 笠	原	洋	一
財 務 部 長	吉	田	由	佳 子	市 民 生 活 長	石	橋	秀	治
健康福祉部 社 長	斉	藤	洋	一	健 っ 推 進 次 長 健康福祉部	高	橋	嘉	美
こみどらもい 部smile kofficeこ にりつこ 所	菅	原	典	子	農 林 水 産 長	一	戸	義	則
商工観光部 部 長	山	崎		学	ま ち づ くり 推 進 部 長	木	下	尚	一 郎

事務局職員出席者

– 127 –

◎開議の宣告

午前 10 時 00 分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、村中浩明議員、濱田栄子議員、櫻田秀夫議員、高橋征志議員、中村正志議員の一般質問を行います。

◎村中浩明議員

○議長（富岡幸夫） まず、村中浩明議員の登壇を求めます。10番村中浩明議員。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 皆さん、おはようございます。本日トップバッターを務めます10番、会派陸奥未来の村中浩明でございます。むつ市議会第264回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問いたします。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い

いたします。

まず1項目め、下北ジオパークについてであります。昨年開催されました日本ジオパーク全国大会下北大会が全国地域内外から多くの関係者をお迎えし、地域一体となって大成功を収めたことは記憶に新しいところであります。改めて敬意と感謝を申し上げます。

去るむつ市議会第262回定例会では、全国大会について、市長の感想や大会の成果をお伺いいたしました。ジオパークを通じて地域が一丸となり、魅力を存分に発揮し、おもてなしをしようとする力を改めて実感したところであります。

また、大会を通じて下北の地質的魅力だけでなく、地域の人々の熱意と誇りが全国に発信されました。特に地域内の小学校、中学校、高校の児童・生徒による学習発表や教育活動の充実が高く評価され、下北ジオパークの教育的価値が全国的にも認められたことは、大きな成果であります。

また、昨年12月には、青森県の発展に貢献した個人や団体に送る第77回東奥賞に、下北ジオパークの活動を精力的に支えている住民団体下北ジオパークサポーターの会と、下北ジオパークガイドの会が受賞されました。

そして、下北ジオパークは昨年度、もう一つ大きな出来事がありました。それは、4年ごとに行われる再認定審査であります。審査のポイントは、地域の地質的価値が適切に保護され、活用されているか。前回の審査時から、ジオパーク活動がどのように発展したか。地域が主体的に取り組み、長期的な視点で活動を継続できる体制が整っているか、前回の審査で指摘された問題点が改善されているか、このような指摘事項に対応できているかが審査されると伺っております。

下北ジオパークは、本年1月27日の第53回日本ジオパーク委員会において、見事再認定が決定されました。この再認定は、今まで活動してきた地

域住民をはじめ、多くの関係者の下北を思う熱い気持ちが調査員へ伝わり、勝ち取ったものと受け止めており、私自身、大変誇らしく思っております。

このように下北ジオパークの活動は、地域へ浸透し、また対外的にも評価される中、今後はユネスコ世界ジオパークを目指すと公言されています。

ユネスコ世界ジオパークの課題については、以前お伺いし、地質遺産の国際的価値の明確化と外国のユネスコ世界ジオパークとの交流であるとのことでしたが、一方でその過程においては、地域住民との連携による機運醸成や地域外からの来訪者の受入れについて、さらに進めていく必要があると感じています。

下北ジオパークは、2016年、日本ジオパークへ加盟認定されてから8年が経過し、2回の再認定審査もクリアしてきました。今後も下北ジオパークを通じて地域全体が盛り上がり、そして全国、世界へ知られるような地域として発展してほしいと期待いたしまして、次の3点についてお伺いいたします。

1点目、再認定審査結果報告についてであります。日本ジオパーク委員会から、どのように下北ジオパークが評価されたのかをお聞かせください。

2点目、ユネスコ世界ジオパークを目指すにあたり、これからの地域との連携についてであります。今後地域とどのように機運醸成を図っていくのかお伺いいたします。

3点目、下北ジオパークビジターセンターの利用状況についてであります。むつ来さまい館の2階にありますビジターセンターであります。土日、祝日は下北ジオパークガイドの会が来訪者を案内されると伺っております。そこで、ビジターセンターの利用状況について、来訪者数や利用実

績をお伺いいたします。

次に、2点目、海上自衛隊大湊基地についてであります。先日大湊基地から出港した護衛艦「すずなみ」は、令和7年度、インド太平洋方面派遣の一環として、インド太平洋地域での多国間の共同訓練に参加しています。

海上自衛隊は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、8年前から部隊のインド太平洋方面派遣を行っています。護衛艦「すずなみ」には、およそ180人の隊員が乗り込み、先日は近藤総監をはじめ、隊員と家族が突堤に集まり、見送りをされていました。中には、乗務している娘さんのために千葉から来られたご家族もいらっしゃいました。世界のため、日本のためにご尽力される自衛隊と隊員の方々に心より感謝いたします。

大湊基地は、北方防衛の拠点として、今日に至るまで極めて重要な役割を果たしております。この地域において大湊基地は、むつ市の経済、雇用、さらには社会全体にとって欠かせない存在となっています。

そこで1点目、大湊基地の整備状況等についてであります。現在進められている芦崎湾の浚渫工事、栈橋の整備、大型弾薬庫の新設、1万トンドックの整備状況等についてお伺いいたします。

2点目、地域経済の効果についてであります。海上自衛隊大湊基地が存在することにより、経済効果はどれくらいなのかお伺いいたします。

次に、3点目、高齢者福祉施策についてであります。内閣府の「高齢社会白書」によりますと、認知症の高齢者数は433.2万人、軽度認知症障がい（MCI）の高齢者数は558万人で、65歳以上の高齢者の4人に1人以上が認知症や軽度認知障がいであると推計されています。

人口の高齢化に伴い、その数は今後も増え続けると考えられ、認知症、軽度認知症障がいの予防は、多くの人にとって今から考えるべき課題とな

っています。

認知症は、脳の病気や障がいなどの原因によって脳の神経細胞の働き、認知機能、記憶、判断力などが低下し、日常生活に支障を来す状態をいいます。一方、軽度認知障がい（MCI）は、認知機能のレベルが年相応により低下しているものの、日常生活に支障を来すほどではない状態を指します。MCIの人が必ずしも認知症になってしまうわけではありませんが、食事に気を使い、運動や認知トレーニングをすることで、健常な状態に戻る可能性が高くなります。

そこで、1点目、当市の認知症支援の現状についてお伺いいたします。

2点目、VR機器を使った認知機能セルフチェッカー導入についてですが、このことは先日の住吉議員の質問と一部重複しますが、ご了承ください。

先月民生福祉常任委員会にて、愛知県尾張旭市の「あたまの元気まる」事業について、視察調査をしてまいりました。尾張旭市では、年齢を重ねるほど認知症になる可能性が高くなり、認知症の高齢者の割合が増加している現状を踏まえ、「あたまの元気まる」事業を開始し、令和6年度にはVR機器を用いた認知症セルフチェッカーを導入されました。検査時間は5分ほどで、より気軽に短時間で検査を実施することが可能になったと伺いました。

そこで、VR機器を使った認知機能セルフチェッカー導入について、当市ではどのように考えているのかお伺いいたします。

以上、3項目7点について壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 村中議員のご質問にお答えいたします。

まず、下北ジオパークについてのご質問の1点目、再認定審査結果報告についてお答えいたします。4年ごとに行われる再認定審査の結果につきましては、本年1月27日の第53回日本ジオパーク委員会において再認定が決定し、3月25日付、第53回日本ジオパーク審査委員会審査結果通知書において、総評、優れている点、今後の課題、改善すべき点が通知されたところであります。

優れている点といたしましては、小・中学校での教育活動、下北ジオパークサポーターの会や下北ジオパークガイドの会など、住民参加型の活動が活発に展開されていること、全国大会の開催を通じて、地域全体の一体感がより深まったこと、マスメディアを活用した情報発信が積極的に展開されていること、構成市町村の首長や担当者が連携し、一体的に運営されていることについて高い評価をいただきました。

一方で、今後の課題、改善すべき点といたしましては、青森県と連携し、既設看板にロゴマークを掲示するなど、活性を向上させる取り組み、地質と自然環境や文化との関わり合いを理解できるようなビジターセンターの展示改修、地質遺産の国際的価値を高める活動等、9項目が挙げられております。

次に、ご質問の2点目、ユネスコ世界ジオパークを目指すにあたり、これからの地域との連携についてお答えいたします。先ほど再認定審査において、住民参加型の活動や構成5市町村の連携について高い評価をいただいていることを申し上げましたが、一方で再認定審査の現地調査におけるヒアリングでは、認定商品事業者の登録数、下北ジオパークサポーターの会や下北ジオパークガイドの会の会員数等、市部と町村部に差があることから、さらに下北ジオパークを発展させるためには、町村部へ活動の輪を広げる必要もあるとのご助言をいただいております。

これを踏まえ下北ジオパーク推進協議会では、町村部へ活動の輪を広げるため、これまでビジターセンターで開催していたこども向けイベントを町村部の拠点施設で開催するなど、町村部の方々にも気軽にジオパーク活動に触れていただく機会をこれまで以上に創出し、下北全域にジオパーク活動の輪をさらに広げる活動を展開していくこととしております。

次に、ご質問の３点目並びに海上自衛隊についてのご質問及び高齢者施策についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） 下北ジオパークについてのご質問の３点目、下北ジオパークビジターセンターの利用状況についてお答えいたします。

下北ジオパークビジターセンターは、地球科学に関する基礎知識の有無にかかわらず、下北の大地・自然・文化のつながりを感じ、楽しめることをコンセプトとして、むつ来さまい館２階に令和２年１０月にオープンした施設でございます。

ビジターセンターでの来訪者数につきましては、土曜、日曜、祝日に下北ジオパークガイドの会が来訪者を案内しており、その実績として令和３年度は７９５人、令和４年度は１,９１２人、令和５年度は１,３８５人、令和６年度は２,４４０人と推移しており、地域外からも多くの方々にご来館いただいております。

また最近では、管内の学校が現地学習をする際に事前学習として活用する事例も見られており、下北ジオパークを知る、理解する施設としてビジターセンターの役割は大きくなっているものと認識しております。

次に、海上自衛隊大湊基地についてのご質問の１点目、大湊基地の整備状況等についてお答えい

たします。市で把握している範囲で申し上げますと、まず芦崎湾の浚渫工事につきましては、工事規模等の関係から３つの工区に分けて入札が行われ、令和７年２月に工事契約し、現在準備工事を行っているところであり、準備が整い次第、浚渫工事に着手する予定であると東北防衛局より伺っております。

また、浚渫工事に当たりましては、芦崎湾が天然ナマコの生育場所となっていることから、ナマコ資源の保護を行うと同時に、安定した漁業経営のため、新たな生育場所にナマコを移設する必要があります。

今年度分に関しましては、むつ市漁業協同組合において、４月７日から４月２１日までの間で移設作業を実施し、約１トンのナマコの移設が完了していると報告を受けておりますので、浚渫工事に着手、準備が整いつつあるものと認識しております。

次に、大型艦船を安定的に運用するための係留施設である栈橋の工事ではありますが、栈橋の撤去及び新設の一部について、今年４月２４日に入札公告が行われ、９月１９日に開札が予定されているとのことであります。

次に、火薬庫の整備状況につきましては、火薬庫２棟を新設するための造成工事が令和５年５月に着手され、現在本体工事を実施中とのことで、今年１１月末までの完成に向けて予定どおり進捗しているものと伺っております。

また、このほか火薬庫４棟の新設につきましては、実施設計を令和６年１２月に契約し、現在設計中で、今年１０月末までの完了を予定しているとのことであります。

次に、１万トンドックについてであります、現在は昨年４月に着手した老朽化に伴う改修工事を行っており、今年１１月までの完成を予定しているとのことであります。

今後におきましても、東北防衛局との連携を密にし、大湊基地に関する工事等の進捗状況について把握してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） 海上自衛隊大湊基地についてのご質問の２点目、地域経済への効果についてお答えいたします。

大湊基地が当市に立地していることにより、基地内の工事や物品などの地元受注機会の創出につながっておりまして、令和５年度の大湊基地の市内事業者への契約金額の実績といたしましては、艦船の修理に関する契約が８億６,０００万円、役務の提供に関する契約が４億４,０００万円、食糧に関する契約が３億３,０００万円、売買契約が５億２,０００万円、その他の契約が３億３,０００万円となっており、契約合計金額は２４億８,０００万円と伺っております。

また、現在大湊基地に所属する隊員の方々は約２,９００名であり、隊員のご家族や退官された隊員の方も含めると、多くの自衛隊関係者の皆様が当市で生活されており、消費という観点からも自衛隊関係者の皆様の地域経済への恩恵は大きいものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 村中議員の高齢者施策についてのご質問の１点目、認知症支援の現状についてお答えいたします。

市では、認知症への早期対応と相談体制の充実を図るため、市内３か所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、関係機関と連携した相談体制を整えております。

また、認知症に対する理解促進のため、認知症サポーター養成講座を実施しており、これまでに累計６,１７０名の方が受講し、認知症の方やそのご家族を地域全体で支える意識の醸成を図っており

ます。

また、認知症の方やそのご家族、地域にお住まいの方、専門職などが気軽に集い、情報交換や交流ができる認知症カフェの運営を支援しておりまして、本人、家族、住民が交流できる場を提供しております。

次に、ご質問の２点目、ＶＲ機器を使った認知機能セルフチェッカーの導入についてお答えいたします。本定例会における住吉議員のご質問に対する答弁と重複いたしますが、当市におきましても高齢化が進展する中で、認知症の早期発見、早期対応の重要性が一層高まっていると認識しております。

ご提案のＶＲ機器を活用した認知機能セルフチェッカーは、簡単にセルフチェックができるという特徴から、認知症の早期発見、早期対応のため有効なツールであると考えております。今後は、他自治体の導入事例なども参考にしながら、まずは試験的導入について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） １０番。

○１０番（村中浩明） ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

再認定審査では、小・中学校での教育活動や住民参加型の活動が活発に展開されていることを高く評価されたということで、私自身も大変うれしく思います。また、全国大会の開催やメディアなどの情報発信についても、地域一丸となって取り組んでいる姿を評価いただいたものとして、多くの関係者の励みになると思います。

一方で、今後の課題、改善すべき点として指摘された事項が９項目あることも真摯に受け止め、改善していかなければならないと思います。

そこで、再質問いたします。再認定審査において示された９項目の指摘事項については、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

今回の再認定審査において示された9項目の指摘事項につきましては、それぞれの内容を確認いたしますと、ユネスコ世界ジオパークへの申請を視野に入れた指摘となっており、日本ジオパークとしての活動の停滞や不足による指摘は含まれていないものと認識しております。

また、指摘事項に係る対策につきましては、その取組を盛り込んだ下北ジオパーク推進計画を作成し、本年4月の下北ジオパーク推進協議会通常総会にてご承認をいただいたところであります。

今後におきましては、この計画に基づき、各種対策に着実に取り組むとともに、下北ジオパーク推進協議会通常総会において改善に係る進捗状況を報告し、次回の再認定審査に向けて、環境の充実強化を図ってまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 次に、2点目の再質問であります。

再認定審査での報告書では、今後に向かってより強く活動を推進してほしいという下北ジオパークへの期待が含まれているということがよく分かりました。また、9項目の指摘事項へは、迅速に推進計画を盛り込み取り組んでいくという姿も感じ、大変安心いたしました。

先ほどの答弁にて、小・中学校での教育活動、下北ジオパークサポーターの会や下北ジオパークガイドの会など、住民参加型の活動が活発であるなど、ジオパーク学習が高く評価されたと伺いました。

今後も地域住民が切望しておりますユネスコ世界ジオパーク認定の道のりには、まだまだ乗り越えなければならない多くの課題があることは承知しておりますが、地域全体が一体となって機運を

高めていかなければなりません。

そこで、今後の地域に向けた活動について少し深掘りさせていただきます。

2点目のユネスコ世界ジオパークを目指すあたり、これからの地域との連携についての再質問をいたします。今後、地域にも目を向けた活動の中で、学校におけるジオパーク学習の普及に向けた新たな取組はあるのか、具体的にありましたらお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

総合経営計画のKPIとして設定しているむつ市内の小・中学校のジオパーク学習導入率は、令和6年度に100%を達成しております。下北ジオパーク推進協議会では、さらにジオパーク学習を普及するため、これまでの取組に加え、新たに未就学児から高校生まで、各年代に応じた学習プログラムを開発し、さらなる郷土愛の醸成を図るとともに、地域との連携を深めることとしております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 次に、3点目の再質問をいたします。

地域住民や学校との連携については、持続可能な社会の実現に向けて継続的に取り組んでいく必要があると感じております。今後も引き続きジオパークを活用した取組を推進していったほしいと強く望みます。

さて、下北ジオパークビジターセンターでは、下北ジオパークガイドの会が土日、祝日、来訪者に対し案内を行っているとのことで、来訪者から見れば、下北を訪れたら情報収集のために行ってみようという気分になるのではないかと思います。今後ビジターセンターは、ますます重要性が増す施設になると思います。

そこで、来訪者はどのような情報を求めている

のか確認したく再質問いたします。今までのビジターセンターの対応の中で、来訪者からの意見や反応はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

下北ジオパークガイドの会からは、ビジターセンターを訪れる方は、恐山や大間崎など来訪目的がはっきりしている中で、その途中にビジターセンターに寄る傾向があると伺っております。

また、ビジターセンターを訪れる際は、下北の観光情報を収集しながら、展示やガイドの案内を通し、下北の地域資源に対する知識欲を満たしており、下北全体を知りたいという方よりも、展示されている風景写真で自身が興味を持った場所をより深く知りたいという方のほうが圧倒的に多いと伺っております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 来訪者からの声は、興味を持った場所をより深く知りたいという方が多いとのことでしたが、今後ビジターセンターの展示改修についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

ビジターセンターの展示改修につきましては、今年度下北ジオパークのサイトを見直すためのサイト検討会議を開催することとしております。この中で、令和8年度にサイト検討会議の結果と再認定審査の指摘事項への対応を含め、新たな公式ガイドブックの編さん作業と並行する形で展示プランを検討し、令和10年度に予定されている再認定審査前までに改修を完了する計画としております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 下北ジオパークは、これまで

の地域住民、関係者の皆様の努力が実を結び、全国大会を大成功に収め、再認定審査をクリアしてまいりました。次回の再認定審査に向けて、指摘された課題に真摯に向き合い、さらなる発展を目指すための新たな挑戦の始まりです。

下北全域にジオパーク活動の輪をさらに広げる活動を展開し、そしてユネスコ世界ジオパークという大きな目標に向かい、地域の皆様と関係機関が一丸となって取り組むことが重要であると感じております。

下北の豊かな自然と歴史を未来へとつなぐために、これまで以上に力を合わせて頑張ってもらいましょう。

次に、2項目めについて再質問いたします。大湊基地の整備状況等についてであります。詳しく答弁いただきました。それでは、再質問いたします。

今後の整備状況を把握されていまして、分かる範囲でよろしいので、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

現時点で把握している範囲で申し上げますと、芦崎湾の浚渫工事につきましては、令和9年度末までの完成を予定しております。また、浚渫工事に伴う芦崎湾のナマコの移設に関しましては来年度も予定しており、今回と別の区画のナマコを市が今年度新たに整備する漁場に移設する予定となっております。

次に、棧橋の工事ではありますが、現在入札契約手続中であり、今年10月頃に着手し、令和9年度末までの完成を予定しているとのことでもあります。

次に、火薬庫の整備ではありますが、現在4棟分の実施設計を行っており、工事につきましては現段階では未定とのことでもあります。

次に、1万トンドックではありますが、今年度発

注予定の老朽化に伴う改修工事の公告と開札を年内に予定しており、完成時期は令和8年度末までのこととあります。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 海上自衛隊大湊基地が存在するために、国からの財政支援があると思いますが、過去3年間の交付金の金額、そして交付金がどのような事業に充当されているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 特定防衛施設周辺整備調整交付金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、国有提供施設等所在市町村助成交付金等を含めまして、過去3年間の交付実績は、令和4年度は総額1億9,379万1,000円、令和5年度は総額4億8,060万7,000円、令和6年度は総額21億3,900万1,000円が市に交付されております。

主な充当事業といたしましては、インフルエンザワクチン接種費用助成事業、むつ来さまい館等管理運営事業のほか、令和4年度からはむつ市防災食育センター建設事業などの財源として活用させていただいております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 次に、地域経済への効果についての再質問をいたします。

海上自衛隊教育隊の誘致についてであります。教育隊を誘致することは、地域の活性化や防衛関連の人材育成にとって重要な課題であります。教育隊の一部機能を試験的に導入することで、地元経済や雇用に貢献するものと考えます。

そこで、教育隊を誘致することをどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えします。

現在海上自衛隊では、横須賀、呉、佐世保、舞

鶴の4つの教育隊が設置されております。教育隊の誘致につきましては、若者が減少している本市において、隊員の方々が市内で様々な消費活動をしてくれることにより地域経済の活性化が図られるだけではなく、この地域に根差した隊員の人材育成や大湊で勤務する隊員の確保につながるものと認識しております。

また、教育隊の隊員がセーラー服で町に出ることで、市民の皆様がこれまで以上に基地があるまちを身近に感じられ、基地との共存共栄の関係がより強固なものになると考えております。

今後におきましては、教育隊の誘致について、防衛省や自衛隊への要望を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） ありがとうございます。

大湊基地の整備は、むつ市の未来を形づくる重要な要素であると感じております。基地があることで生まれる経済効果や雇用、地域の発展の可能性を見極めながら、むつ市として主体的に未来のまちづくりを進めるべきと考えます。むつ市独自のビジョンを示し、これからの時代、誇りを持てる地域を築いていく責任があります。

これまで以上に自衛隊との関係構築に取り組む中で、むつ市が描く未来の方向性について、最後に市長の考えをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 私たちむつ市と自衛隊は、明治35年の旧海軍時代から120年を超える長い年月をかけて家族の絆を築いてまいりました。市民一人一人が自衛隊の存在と役割を十分理解いたしまして、誇りを持てる地域はむつ市のほかにないものと理解をしております。

市といたしましては、これまでと同様、家族として地域を挙げて自衛隊を支え、隊員の皆様に寄

り添い、市政発展のために自衛隊との共存共栄の理念の下、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

このような状況を踏まえまして、今後における本市の基地政策に係る方向性を明確にし、その取組を着実に進めていくため、現在（仮称）むつ市基地政策方針の策定作業に着手しており、策定後はそれに基づき自衛隊との共存共栄を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 市長、ありがとうございます。

3項目めの再質問をいたします。認知症支援の現状について。認知症に関する相談件数、また直近の3年間の件数をお伺いいたします。そして、認知症カフェの開催状況や利用人数についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

市内に3か所あります地域包括支援センターの認知症に関する相談の延べ件数でありますけれども、令和4年度は114件、令和5年度が125件、令和6年度が94件となっております。

また、認知症カフェの開催状況と利用人数についてでありますけれども、市内2か所の委託型地域包括支援センターに設置運営を委託しております。合計で4か所のカフェを月1回ずつ開催しております。令和5年度は、累計で753名、令和6年度は累計で885名の方に利用していただいております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 認知症相談件数は100件前後と、また認知症カフェの利用者は増加傾向であることを理解いたしました。

それでは次に、認知症の早期発見、早期対応のための支援体制についてであります。どのよう

な支援体制を行っているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 本市では、認知症の早期発見、早期対応のための支援体制として、医師、保健師、社会福祉士などの専門職で構成された認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる方への早期対応、それからご家族への相談支援を行っております。

さらに、介護予防の観点から、講演会やセミナーを開催するなどの取組や、認知症に関する地域での見守りや気づき、相談につながる体制づくりとして様々な介護予防事業を実施しております。

住民主体の介護予防運動であるいきいき百歳体操ですけれども、令和6年度は開催団体が18団体となっており、年々増加しております。また、地域の通いの場である地域サロンなどは、令和6年度は29か所となっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（村中浩明） 様々な介護予防運動、いきいき百歳体操ですか、私も町内会のいきいき百歳体操に参加したことがございましたけれども、やはり体を動かすことは本当に基本だなというのをつくづく感じております。

それでは、引き続き認知症の早期発見、早期対応の支援体制の強化、またご家族への相談支援を行っていただき、地域での見守り体制づくりに尽力していただきたいと思います。

また、VR機器を活用した認知機能セルフチェッカーの導入については、まずは試験的導入について検討をしていただけるということであります。多くの市民の健康を守るために、気軽に受診できる環境を整え、新たな予防策としてセルフチェック機能の当市での導入を要望いたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、村中浩明議員の質問を終わります。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○議長（富岡幸夫） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。5番濱田栄子議員。

（5番 濱田栄子議員登壇）

○5番（濱田栄子） 自由民主党、濱田栄子でございます。むつ市議会第264回定例会におきまして、2項目について一般質問いたします。

質問に先立ちまして、昨日開催されました第32回大畑海峡サーモン祭りにご来場いただきました皆様に、地域の一員として感謝を申し上げます。山本市長におかれましてもご来場いただき、関係者、来場者の皆様に激励と感謝のご挨拶をいただき、本当にありがとうございました。

第32回海峡サーモン祭り、「どこから来たの」のアンケートでは、青森県を中心に、国内では北海道から沖縄まで、およそ26の道府県からご来場いただき、昨年を上回る盛況と感じております。大畑の一大イベントの一つとして成長させていただきました関係者、関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

1項目めは、風力発電についてお伺いいたします。昨年の6月定例会、むつ市議会第260回定例会におきましても、佐井村とむつ市大畑地区大畑川源流であります荒沢山周辺において調査が始まっております風力発電について、多方面にわたり

質問いたしております。市長のご答弁としては、事業者が実施する環境アセスメントの結果を踏まえ、生態系や自然環境等への重大な影響がないかを確認し、市としての意見を集約するとのご答弁でした。また、設置が検討されている地区は国有林であり、大部分が水源涵養保安林に指定されており、今後事業者が実施する環境調査の結果等を注視するとともに、国有林を所管する下北森林管理署と意見交換を通じ、水源の涵養林を含む森林の多面的機能が損なわれることがないように訴えてまいりますとのご答弁もいただきました。この事案が現在調査中にもかかわらず、新たに大畑佐藤ヶ平地区に14基の風力発電計画の説明があり、とても衝撃を受けているところです。

佐藤ヶ平地区からは、多くの支流が大畑川に注いでおります。二枚橋地区の下狄川、サーモンの養殖場に沿って流れる高橋川、大畑町漁業協同組合鮭鱒孵化場に清流を供給する葉色沢など、数え切れないほどの支流がその役割を果たしながらも大畑川に合流し、津軽海峡へと流出し、汽水域が形成されております。そのことにより、魚介類のふ化や稚魚の生息環境が形成されるものと思われます。産卵や稚魚の生息環境を整え、次世代に豊かな資源を育む環境をつくることは、今生きる私たちの責務と思います。

このことを踏まえて、風力発電に対する市長のお考えをお伺いいたします。

2点目の大畑町民の意見の集約について。風力発電について、どのような方策を取っていかれるのかお伺いいたします。

2項目めのむつ市下北自然の家についてお伺いいたします。これまで下北自然の家では、様々な体験メニューや共同生活を通じ、こどもたちに大きな感動と発見を与えてきました。数々のメニューの中でも、特に「雨の一粒ハイキング」と銘打って、こどもたちがライフジャケットをつけて、

自然の家の背後に位置する黒森山の斜面から湧き出る小出川の源流に乗って、時には急な流れを乗り越えて川下りをし、津軽海峡にたどり着くメニューは、この地形ならではの感動的な体験ではないかと思っております。

黒森山に降った1粒の雨は、広葉樹の森のふかふかの土壤に浄化され、植物プランクトンを包み込んで地上に湧き出て海へと向かいます。そして、動物プランクトンとの出会いがあり、海での食物連鎖が始まります。

小出川の河口付近には、八大龍王の大きな石碑が建てられております。明治時代のマグロの万本漁が続いたことを記念して建立されております。

また、すぐ近くにありますちぢり浜ジオサイトには、大小たくさんのポットホールが形成されており、海洋研究開発機構むつ研究所の所長さんたちによる沿岸観察会が下北自然の家を拠点に長年行われてきたところでございます。新型コロナ禍により、少しお休みしていた時期もありますが、今年は開催するとお聞きいたしております。新型コロナ禍前は、こどもたちのスポーツ合宿も活発に行われ、寝食を共にし、チームワークの強化に貢献してきたと思われます。

アウトドア体験や環境問題を学ぶ場として、その他青少年の多様な心を育む場として、下北自然の家は必要不可欠な施設と思われれますが、市の考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、風力発電についてのご質問の1点目、大畑地区において2か所の調査が始まっている風力発電の市の見解についてお答えいたします。市の

基本的な姿勢といたしましては、むつ市議会第260回定例会でも答弁しておりますが、地域住民との合意が得られない自然環境と共生しない計画には、反対の立場であります。

一方で、地域住民との合意形成が図られ、自然環境と再生可能エネルギーが持続可能で共存共栄をしていく計画であれば、脱炭素やエネルギーの安定供給をはじめ地域産業の活性化、雇用機会の創出につながるものと認識しており、こうした考え方は県が来月から施行する青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例と根幹を同じくするものであると考えております。このことから、当市で事業実施を検討している当該風力発電計画に関しましては、地域共生型の事業であるかどうかを引き続き見極めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、大畑町民の意見の集約についてお答えいたします。むつ市再生可能エネルギーによる農山漁村活性化協議会は、地域の特徴ある資源を生かし、再生可能エネルギー発電の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組をどのように行うか等について協議を行うことを目的に設置されたものであります。

本協議会の委員は、市、発電事業者、農林漁業関係者、近隣住民の方、有識者等で構成されており、近隣住民の代表として町内会長にも参画いただくことで、地域の皆様の意見をしっかりと酌み取ることができる体制づくりに留意しているところであります。

一方で、本協議会は、環境への影響に主眼を置いた協議を行う場とされていないことから、環境への影響に関する住民の皆様への説明や意見をお聞きすることにつきましては、国が定める環境アセスメント制度により適切に行われることとされております。当該制度により、各種手続等の際に開催される住民説明会や縦覧等を通じ、環境への

影響に関する意見を直接発電事業者へ届ける場が確保されているところであります。

市といたしましては、環境への影響を心配する地域の皆様の声を伺いながら、適切な対応を求めていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市下北自然の家についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 濱田議員のむつ市下北自然の家についてのご質問、アウトドア体験や環境問題を学ぶにあたり教育体験の施設として必要不可欠と思うが、市の考えを問うについてお答えいたします。

下北自然の家につきましては、宿泊可能な施設として、小学校5年生の宿泊体験学習や自然環境を生かした野外体験学習等の実績を評価する一方で、年間約1億円と多額の指定管理料を要する施設でありながら、利用者数が減少していること、施設の老朽化により、今後多額の改修費が見込まれることから、令和4年度より廃止を検討する施設と位置づけ、検討を重ねてまいりました。

この間、指定管理者である一般財団法人むつ市教育福祉振興会では、利用者の増加を目指し、積極的な広報に努めるほか、新たな野外プログラムの開発や県有施設である梵珠少年自然の家や種差少年自然の家との情報交換を行いながら、より多くの方々にご利用いただけるよう取り組んでいたまいりました。

しかしながら、新型コロナ禍や少子化の影響は大きく、令和元年度と令和6年度の利用者数を比較いたしますと、約2,800人の減少となっており、この減少傾向は今後も続くものと深く憂慮いたしておりました。

これらの課題と現状を踏まえ、令和7年3月に教育委員会として施設廃止の結論に至ったところ

であります。

なお、下北自然の家周辺の自然環境を生かした野外体験活動については、今後建物を利用しなくても魅力ある取組が可能であるかを検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（濱田栄子） ご答弁ありがとうございます。風力発電から再質問させていただきます。

市長のお考えとしては、地域の合意が得られない限りは反対というはっきりとしたご答弁をいただきまして、ありがとうございます。これまでの取組を一度紹介したいと思いますので、その時間を下さい。

まず、佐藤ヶ平地区は、本来はブナ林であると聞いておりました。合併前ではありますが、一時期多用途のため皆伐され、その後原状復帰しようとブナの苗木が植樹されましたが、クマザサの繁殖力が強く、数年経過してもブナの苗木は一向に成長できませんでした。何とか佐藤ヶ平のブナ林を再生しようと、当時の大畑町のNPO法人サステナブルコミュニティ総合研究所、現在も存在しております、そしてNPO法人森林・環境サポート大畑、地元林業関係者「森を思う団体」が下北森林管理署のご協力をいただき、力を合わせてブナ林の保育活動に取り組んできました。

ブナの稚樹の上に栈木を組み、ネットをかけ、森の動物たちに成長の新芽が食べられないように、また周辺のササ刈りをして、稚樹にお日様の光がよく当たるように、7年ほど保育活動は行われました。大畑の人たちは知っていました、森の豊かさと海の豊かさの関わりを。森から供給される植物プランクトンが汽水域で動物プランクトンに取り込まれ、海の生き物たちの命のリレーが始まり、豊かな水産資源と活力を地域にもたらしてくれることを。

また、担当部局はご存じと思いますが、大畑川

は青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の第1号指定になっております。

地域の活動や思いをお話ししましたが、市長としては森林に対し、開発か保全か、市長自身のお気持ちを聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 森林につきましては、保全の立場でございます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（濱田栄子） ありがとうございます。まず、保全されることが第一でございます。

また、もう一つ危惧していることがあります。もしも風力発電が佐藤ヶ平地区、その周辺に設置されましたら、釜臥山展望台、先般副市長が登られまして、道路が開通したという報道を見ました。南は世界夜景遺産に登録された「光のアゲハチョウ」、幻想的な風景でございます。北は恐山、宇曽利山湖を眺望することができます。恐山は、日本三大霊場の一つでありまして、私たちが魂の宿る地域として崇拝してきました。そういったこの地域のイメージが、外の人から見たらどのように見られるのかなと思って危惧しております。そういった面からも検討していただきたいと思います。

確かに青森県、そしてむつ市でございます。青森県に対するイメージ、先ほど海峡サーモン祭りに全国各地からおいでいただきましたと言いました。そのような幻想的なイメージをまた大切にしていっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

市長のご答弁をいただきましたので、風力についてはここで終わりにします。

次に、下北自然の家について再質問させていただきます。先ほど教育長のほうから、年間1億円ほどの指定管理がされているという話を聞きました。それでは、改修費については、もし数字が

分かっておりましたら聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

現時点で正確な改修費の見積りというのは取っておりませんが、検討を始めた令和4年度の試算で、少なくとも当時の改修費の見込みで4,500万円程度かかるものと試算しておりました。ですので、現在もし同内容で見積りを取れば、さらに改修費は増えるものと推察しております。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（濱田栄子） まず、年間1億円の指定管理料と、そして令和4年度に見積もった4,500万円程度の改修費ということですが、その金額について私は、費用対効果というのは、皆様がその費用対効果が低い、費用より効果が低いというお考えでこれを廃止ということになったと思いますけれども、確かに金額的なものを考えればそうかと思いますが、やはりこどもたちの心を育む、地方に生まれたこどもたちのたくましさをつくり出すということについては、私はこれは高い金額ではないと思っております。

先般養老孟司さんの、「バカの壁」で有名なご本を出された方のテレビ番組で、今のこどもたちはバーチャルの世界が多くて、実体験が少ないということで将来を危惧しているという話もされておりました。私もそう思っております。

今女性も働く時代になりました。どうしてもこどもをスマホやゲームを預けっ放しにして、何かをしなければならぬときもあります。その中で、やはりこどもたちに実体験を、体験を多くさせておくということは、私はとても大切なことだと思いますが、教育長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、実体験が必要であることに関しては全く異論はなく、我々もそれを教育活動の重要な項目として位置づけております。しかしながら、子どもが廃止の結論に至った経緯に関して若干補足させていただきたく存じます。

宿泊ができる施設ではありますけれども、直近では、残念ながら年間で宿泊日数は48日間にとどまっております。これは、年間約13%程度の利用しかないということになります。様々な努力をした結果、そういう数値であれば、ご自身がおっしゃっていただいたサスティナブルコミュニティ、持続可能な地域であったり、持続可能な活動であったりということを考えたときには、方向転換が妥当であろうと、そのような結論に達したことをご理解いただきたいと思います。

しかしながら、この結論は体験活動や宿泊活動を一切放棄するというものでは決してありません。学校とも協議をしながら、代替のプログラムに関して検討いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 5 番。

○5 番（濱田栄子） 利用者が少ないということは、やはり教育委員会のご指導がもう少しあってもいいのかなと思っております。

かつての大畑町、小学校6年生が例えば修学旅行に行きますと、5年生は体験活動として下北自然の家の宿泊施設を利用して様々な体験をしてきました。また、中学校3年生が修学旅行のときは、中学2年生が体験活動をしてきました。そうやって学校単位で、もちろん自然体験をする場所はたくさんあるかと思いますが、宿泊を共にしてコミュニケーションを図り、チームワークを図ることは、また親近感が、より友達関係も増すのではないかと思います。

自然の中では、ちょっとした困ったことも起きます。友達がすぐサポートします。そういうこと

で、学級や学校内のチームワークも取れるのではないかと思います。

また、スポーツにおいても、富岡直哉議員のご質問の中で、平成20年からでしたか、令和6年の間に112件のスポーツ合宿があったとお聞きしております。もう令和に入りまして、もちろん新型コロナ禍ですので、なかなか合宿はできない状況にありましたけれども、スポーツにおきましても、やはり個々の技術とともにチームワークが必要なものではないかなと私は思っております。

私は、スポーツはなかなかできませんけれども、こどもたちのスポーツを見ていて、特に野球、サッカー、陸上もそうですけれども、チームワークでやはり強くなっていく。また、野外のスポーツの中でメンタルの面を克服していくということも十分考えられる重要な施設であると思っておりますが、教育長、どうでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

宿泊体験活動等が非常に重要な役割を人格の形成に果たすことに関しては、何ら異存はありません。全く同感であります。

しかし、さりながら、重ねて恐縮ではありますけれども、そうした提言をして、そしてそれぞれの学校のご判断があって、結果として先ほど申し上げているような利用率となっている現状は、いかんとも覆い難く、苦渋の決断として閉鎖を決めたことはご理解いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 5 番。

○5 番（濱田栄子） 利用者につきましては、これから地域がそのジオパークとともに、こどもたちだけでなく環境教育という形で合宿等を募ることは、もっともっと地域が協力していけばできることではないかなと私は思っております。

そして将来のための、先ほどもちょっと壇上で申し上げましたけれども、プランクトンというの

は小さなものです、私たち肉眼で見えるか見えな
いか、ですけれども、それが命の始まりである
というような大きな環境教育を学べる、また過去に
そういった実績もある地域でありますので、そう
いった観点から皆さんで協力して、このむつ下北、
むつ市はそういった取組、未来への環境への取組
をする地域であるということを発信していただき
たいと思います。

先ほどは、こどもたちに絞ったお話になってし
まいましたけれども、広い意味での私たちがこれ
から向かっていかなければならない環境教育の場
として、この部分については気持ちは同じである
と思いますので、それをどういうふうにしてその
金額面というか、克服していこうということで、
例えば青森県・立地地域等と原子力施設共生の将
来像に関する共創会議ができたようでございます
が、原子力災害ではありませんが、令和3年でし
たか、豪雨災害がありまして、この下北自然の家、
大きな役割を果たしました。そういった意味で、
そういった資金、会議の中で提供しながら、維持
管理していくことができないかどうか、これをお
聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、教育長からも答弁さ
せていただきましたけれども、下北自然の家の自然
環境を生かした野外活動体験、これをしっかりと
継続してほしいというのが濱田議員の思いだと思
いますし、教育長も私自身もその思いは一緒にござ
います。

その観点からも、今後建物を利用しなくても、
魅力ある取組が可能であるか検討すると。教育委
員会も含めて私たちも考えていきたいと思いま
すし、先ほど濱田議員がおっしゃっていただいた黒
森山の雨の一粒ハイキング、建物でやっているも
のではなくて、自然の中で、私も去年こどもたち
と行ってきましたけれども、そういった活動が大

事だということの認識は一緒だと思いますので、
それに向かってできる限りの社会教育活動と言っ
ていいのか、野外活動と言っているのかあれなの
ですが、そういったところには教育委員会と連携
して取り組んでまいりたいと考えております。

青森県・立地地域等と原子力施設共生の将来像
に関する共創会議につきましては、既に工程表が
出来上がっておりまして、それに当たって数多く
の事業、基本的には共創会議の話をさせていただ
くと、まずは防災という観点から、そこに着目し
て取組をさせていただいておりますので、具体的
に申し上げますと、避難道を中心に、一番今市議
会でも課題としていただいておりますむつ総合病
院の病棟の建て替えについて、共創会議の中でで
きないかということを中心に掲げておりますので、
その点についても、下北自然の家が共創会議の中
でこういった役割を果たすのかも含めて検討して
まいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 濱田栄子議員、通告内容から
超えないような質問で、質問は簡潔明瞭にお願い
をいたします。

○5番（濱田栄子） はい、分かりました。その都
度ご指導をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） そういう問題ではないのです。

○5番（濱田栄子） そうですか、はい。

それでは、青森県・立地地域等と原子力施設共
生の将来像に関する共創会議の中で下北自然の家
の維持についてお願いできないかということで質
問したのですけれども、それが範囲の外というこ
とでしたが、申し訳ありませんでした。

それでは、もう一つ最後の再質問になります。
民間移譲について探っていただく考えはないか、
お聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

下北自然の家の施設廃止後の建物の在り方につ

きましては、現在教育委員会のみならず、市長部局の関係課長も入っていただいて検討を行っておるところでありますので、そういったこと、今議員がおっしゃられた民間利用ということも含めて検討中ということでご理解いただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 5 番。

○5 番（濱田栄子） ありがとうございます。世界ジオパークを目指すに当たり、やはりその観点からも、この下北自然の家は重要な役割を果たすのではないかなと思っております。海はどちらにもありますけれども、やはりその地形の中から出てくる学ぶものがたくさんありますし、かつての実績というものもあります。

私先ほど小出川という川のお話をしましたけれども、本当に今は小さな川でありまして、けれども、その橋のそばから小出川の河口を見ますと、龍の形の岩があるのです、石が。私にそう見えたのかもしれない。やはりこの川を大切にしながら、八大龍王の石碑も、また建てた方たちの思いはあろうかと思えます。

生命の循環、それを学べる、環境を学べるその大切な場所として、ジオパークでも、モンベル社とも連携を取っておりますので、そういうアウトドアの観点から様々な活用ができると思いますので、ぜひとも民間移譲について探っていただきたいと思えます。市長に、まずはそのことについてどういったお考えか、力を入れていただきたいところですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 民間移譲の前に、まず先ほど来申し上げているのが、教育長も私も濱田議員も申し上げているのが、下北の自然の大切さを子どもたちに伝える、このことが一番核となる部分だと私自身も理解しますし、濱田議員もそのことを指摘されていますので、屋外体験活動をどう残す

かというところに、まずは教育委員会と力を使いたい。そうやって下北の子どもたちに、大畑だけではなくて下北の自然、下北ジオパーク、この触れ合える教育をどうやって残していくかを考えていきたいと思えますし、片や施設については、先ほど教育部長からも答弁させていただきましたけれども、民間移譲も含めて、市長部局も一緒になって検討していくということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 5 番。

○5 番（濱田栄子） ありがとうございます。とても期待しております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで濱田栄子議員の……

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 12 番。

○12 番（佐藤広政） すみません、突然で申し訳ないのですが、議事進行をかけさせていただきます。

今の濱田議員の一般質問の内容が、通告内容、例えば共創会議とは全くかけ離れている状況、また簡潔明瞭という指摘を受けたのにもかかわらず、簡潔明瞭ではない内容の質問等が多々見受けられました。これは、議会運営委員会のほうで協議をしていただけないかなと思ひまして、議事進行をかけさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） ただいまの佐藤広政議員の議事進行については、後刻会議録を確認の上、議会運営委員会に諮りたいと、このように思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 3 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎櫻田秀夫議員

○議長（富岡幸夫） 次は、櫻田秀夫議員の登壇を求めます。6 番櫻田秀夫議員。

（6 番 櫻田秀夫議員登壇）

○6 番（櫻田秀夫） こんにちは。6 番、公明党、公明・自由会派の櫻田秀夫です。むつ市議会第 264 回定例会に当たり、通告に従い一般質問いたします。

初めに、自分らしく働き、地域社会で活躍できる環境づくりに向けた重要なテーマである障がい者就労支援についてお伺いいたします。近年障がいのある方々の社会参加や自立を促進するため、国や自治体において様々な就労支援策が進められております。特に 2024 年 4 月には、民間企業の法定雇用率が 2.5% に引き上げられるなど、障がい者雇用への取組が一層求められる状況にあります。

当市におきましても、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などを通じて、障がいのある方々が能力や適性に応じた職業訓練を受け、就職や職場定着を目指す取組が進められていると認識しております。また、地域の企業との連携や合理的配慮の提供など、雇用の質の向上に向けた努力も行われていることと存じます。

しかしながら、障がい者雇用の現場では、法定雇用率の達成が難しい企業が存在することや、精神障がい者の方の職場定着率の低さ、さらには就労支援サービスの地域間格差など、依然として多くの課題が指摘されております。当市においても、

こうした課題に直面しているのではないのでしょうか。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。住吉議員と質問が重複する部分がございますが、ご了承ください。

1 点目は、障がい者就労支援の現状と課題についてお知らせください。

2 点目、市民への啓発と企業との連携強化についてですが、具体的に障がい者に対する偏見や誤解を解消する啓発活動の実施や、企業や事業所との連携の強化について。

3 点目、将来的な展望について。特に就労支援事業所の拡充や職業訓練プログラムの強化等が重要であり、市独自の補助等について市の考えをお伺いいたします。

以上 3 点、障がいのある方々が、より安心して働ける環境を整えるためにも、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

次に、2 項目め、非正規雇用者の就職支援についてであります。非正規雇用者の割合が、総務省労働力調査で、全国平均約 37% に近い水準であると推察され、子育て中の方や介護を担う方、学生など、時間的制約を抱える方々が柔軟な働き方を求める声が高まっております。これらの方々は、フルタイム勤務が難しい一方で、短時間や隙間の時間を活用して働きたいというニーズを持っている方もいます。このような柔軟な就労機会の提供は、地域の生活基盤の強化や人口流出の抑制につながる重要な課題です。

むつ市では、創業相談ルームや中小企業振興、移住就業支援金制度を通じて雇用創出が進められてきました。2023 年度には、むつ市中小企業特別保証制度や創業支援セミナーが実施され、雇用の多様化が図られています。また、ジョブカフェあおもりサテライトスポットむつでは、45 歳未満の方を対象に求人案内、履歴書添削指導、職業適性

診断などの職業相談が行われており、非正規雇用者を含む求職者支援が展開されています。

しかし、子育てや介護、学業と両立可能な短時間勤務やフレキシブルな働き方を希望する方々に向けた具体的な支援策については、市民への周知やプログラムの拡充が十分とは言い難い状況です。例えば短時間勤務が可能な求人のマッチング支援、フレックスタイム制を導入する企業へのインセンティブ、子育てや介護中の方向けのスキルアップ研修など、隙間の時間を活用した就労を後押しする施策が求められています。時間制約のある非正規雇用者のニーズに応じた具体的な施策は、さらに深める必要があると考えます。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、当市における非正規雇用者の現状についてお伺いいたします。

2点目、スポットワーク型の雇用促進に関する見解について。人口減少と少子高齢化が進行する中、地域企業の人手不足が深刻化しています。一方で、副業希望者や、いわゆる年収の壁によって、働けるのに働けない潜在的な方が地域内に多く存在しています。こうした方々の隙間時間を活用した柔軟な就労の選択肢を広げるため、全国ではスポットワークと呼ばれる短時間、短日単位の仕事マッチングの仕組みが増えつつあります。実際に高齢者や育児中の方が気軽に参加できる仕組みとして注目されています。

こうした仕組みを自治体が主体となり、安全安心な就労支援の形で導入、または民間と連携して提供することで、眠る労働力の創出や地域企業の支援につなげられないか、市の見解をお伺いいたします。

3点目、地方創生関連交付金等の活用可能性についてお伺いいたします。スポットワーク事業の立ち上げや広報には、一定の初期投資が必要ですが、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金な

どを活用することで初期負担を抑えつつ、実現する可能性があります。本市として、これらの交付金の活用により、民間サービスと連携した就職支援の展開について検討する意向があるかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 櫻田議員のご質問にお答えいたします。

まず、障がい者就労支援についてのご質問及び非正規雇用者の就職支援についてのご質問の1点目及び2点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、非正規雇用者の就職支援についてのご質問の3点目、地方創生関連交付金等の活用可能性についてお答えいたします。自治体がスポットワーク関連企業と連携することにより、多様な働き方を推進し、地域全体で労働力の確保を図ろうとする事例が全国的にあることは認識しております。こうした事業に、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金等が活用できるかにつきましては、市、スポットワーク関連事業者及び地域の企業の連携方法と、それぞれの役割分担や事業費の使途などといったことが交付金の活用要件に合致することが必要になっております。

今後当市においてこうした事業を実施することになった場合には、活用要件を踏まえて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 障がい者就労支援についてのご質問の1点目、当市における障がい者就労支援の現状と課題についてお答えいたします。

就労継続支援事業所の令和7年3月末の利用状

況について、まず就労継続支援A型は、一般企業での就労が難しい障がい者に対し、雇用契約に基づき就労機会の提供や訓練を行う福祉サービスでありまして、事業所は市内に1か所、利用実績は22名となっております。

次に、就労継続支援B型は、障がいや難病によって一般企業での就労が難しい方を対象としておりますが、雇用契約を結ばずに、それぞれの体調やペースに合わせて訓練を受けることができるもので、生産活動に対する対価として、工賃の支払いが行われます。

就労継続支援B型の事業所は、市内に12か所ございますが、市外の事業所の利用者も含めて、利用実績は269名となっております。

次に、ご質問の2点目、市民への啓発と企業との連携強化についてお答えいたします。まず、障がい者に対する偏見や誤解を解消する啓発活動の実施についてであります。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年に施行され、その中で障害者が障害者でない者と分け隔てられることなく、相互にそれぞれの個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することとされており、そのためには地域における啓発活動が重要であると考えております。

市では、関係機関や支援を必要とする方の保護者が集まり、むつ市地域自立支援協議会を設置しており、障がい者差別の解消と、その理解促進を図るため、障がいがある方が利用するサービス事業所や団体活動の様子、制度等についてポスター展示により紹介する障がい福祉サービス等展示会を開催し、地域の方へ向けた情報発信、啓発活動を行っているところであります。

また、障がい者雇用への市単費での補助、さらに企業や事業所との連携についてであります。障がい者雇用に係る事業者への支援体制として障がい者雇用給付金制度があるほか、ハローワーク

では障がいをお持ちの方に対して専門的に相談に乗る窓口を設置しており、また国が県内各圏域に設置する障害者就業・生活支援センターにおきましても、一般企業で働きたい障がいのある方や、障がいのある方の雇用に取り組んでいる企業に対する相談や支援を行っております。

現在市独自の補助はございませんが、障がい者の就労に関する相談を受ける場合もございますので、就労支援サービスやその他制度の活用等について情報提供しているほか、必要に応じてハローワーク等の関係機関とも連携を図っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、将来的な展望についてお答えいたします。むつ市内には、就労移行支援事業所が2か所、就労定着支援事業所及び就労継続支援A型事業所がそれぞれ1か所、就労継続支援B型事業所が12か所あり、県の障害福祉サービスの指定を受け運営されております。

現在就労支援事業所の総受入定員には余裕がございますが、人気のある就労プログラムに申込みが集中するなど、必ずしも要望するプログラムに参加できない場合もあると伺っております。

就労支援事業は、障がいのある方の特性や状況を分析し、将来的な目標に合わせた個別の訓練が提供されるものであり、細やかな質の高いサービスの提供が望まれておりますので、各事業所におきましても、スタッフの研修計画や工賃向上計画を作成するなど、魅力的な事業所づくりに取り組んでおられます。

市といたしましても、県などが主催する各種研修会へ積極的に参加するとともに、就労支援事業に対する支援体制について調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） 非正規雇用者の就職

支援についてのご質問の1点目、当市における非正規雇用者の現状についてお答えいたします。

市におきましては、非正規雇用者に関する調査などは行っておりませんが、県内での状況につきましては、青森県が令和4年5月に公表した青森県の就業状態等基本集計調査によりますと、正規の職員、従業員が33万9,267人、パート、アルバイト、その他が14万1,830人、労働者派遣事業所の派遣社員が8,944人となっております。非正規雇用者の割合は、青森県全体では30.7%となっております。

次に、ご質問の2点目、スポットワーク型の雇用促進に関する見解についてであります。現在民間においてはアプリのプラットフォームを通じ、短時間単発の就労が可能なスポットワーク型の働き方が広がりつつあります。このような仕組みは、フルタイムでの就業が難しい方にとって柔軟な働き方の選択肢となっており、労働力の有効活用という観点でも意義があるものと認識しております。

一方で、短期、断続的な就労が中心であることから、安定的な雇用やキャリア形成につながりにくい側面や、事業者の労働条件が不明瞭な場合、また雇用保険や健康保険の対象となりにくいといった課題もあるものと認識しております。

市といたしましては、こうした利点と課題の双方を十分に踏まえ、市への影響を見極めながら調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） それでは、順次再質問させていただきます。

まず、障がい者就労支援の課題についての再質問なのですが、就労支援を求める方にとって有意義なものとするためには、本人や支援者のみならず、受入れをお願いする事業者の意見にもしっか

りと耳を傾けることが必要であります。

そこで、当市の産業構造や人口規模を考慮した場合、障がい者就労支援における特有の課題は何か、またそれに対する具体的な施策は検討されているのかお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（齊藤洋一） お答えいたします。

当市における障がい者就労支援における特有の課題といたしまして、就労支援事業所の工賃向上と認識しております。全国的にも就労継続支援B型事業所の工賃向上は課題となっておりますが、令和5年度の全国平均の工賃は2万3,053円、これに対しまして、青森県の平均工賃は2万979円、むつ市内は2万636円となっております。

この工賃を上げる取組として、市内の就労支援事業所におきましても工賃向上計画を作成して、積極的な増収に向け、物販、工芸、軽作業、農作物の生産と、事業所ごとに様々な取組を行っております。市といたしましても、事業者が取り組まれた成功事例ですとか、全国的な事例の収集など、工賃向上につながる情報を提供してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） それでは次に、将来的な展望について再質問させていただきます。

障がい者の就労支援に関する当市の中長期的な目標やビジョンはどのように設定されているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（齊藤洋一） 障がい者の就労支援に関しましては、障がい者の一般就労移行や雇用支援策の理解促進に努めることとしております。

具体的な目標といたしまして、福祉施設を利用している方の一般就労移行を増加させ、その方が就労に定着できるよう、定着支援サービスの利用者も増やしていくこととしております。

また、地域の相談支援体制の強化に取り組むほか、障がい福祉サービスの質を向上させるため、地域自立支援協議会等における事例共有及び担当職員が各種研修会へ参加するなど、具体的な数値目標を設定しております。

市が策定しております障がい福祉計画では、「地域のなかで自分らしい暮らしができるまちづくり」を基本理念としておりまして、障がいのある方もない方も共に暮らせる共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） それでは、今後の将来の人口減少を見据え、障がい者就労支援に対して他機関と連携するなど、取組が検討されているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

人口減少を見据え、持続可能な障がい者就労支援を行うために市が支援すべきことについて、国の取組動向を踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

また、他機関との連携につきましては、ハローワーク等関係機関と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。障がい者の就労支援は、社会全体で包摂性を高め、多様な人材が輝く地域をつくるための重要な柱であります。生まれ育った地元で自分らしい働き方を実現し、地域社会で活躍できる環境の構築を強く要望し、次の質問に移ります。

それでは、非正規雇用者の就職支援について再質問させていただきます。非正規雇用者の割合が特に高い業種や年齢層はどこか、具体的なデータがあればお示しください。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

総務省が令和7年1月に公表した令和6年度労働力調査によりますと、非正規雇用の割合が高い業種は、宿泊、飲食サービス業が70.1%、生活関連サービス業、娯楽業が55.5%となっており、また年齢層につきましては、65歳以上が76.9%、15歳から24歳で52%となっております。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） やはり総人口、65歳以上の方76.9%、77%、やはり多いですね。

次の質問をします。2点目、非正規雇用者の声を反映させるための仕組みや調査は、どの程度行われているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

市といたしましては、非正規雇用者に関する調査などは行っておりませんが、ハローワークとは毎月定例的に打合せを行っており、雇用環境に関する情報を共有しております。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。

続いて、市内の企業と連携したスキルアッププログラムの導入予定はあるのか。また、具体的な計画等があればお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

スキルアッププログラムにつきましては、ハローワークにおいて簿記やワードの資格取得を促進する公共職業訓練を行っております。また、各種就職支援のワンストップセンターであるジョブカフェあおもりサテライトスポットむつにおきましては、ビジネスマナー講座や面接対策講座を行っており、市といたしましては、関係機関の取組の周知を行っているところであります。

今後におきましても、各関係機関や市内企業と

連携し、就職支援に資するスキル向上に係る取組を続けてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） それでは、地域経済、持続可能性確保の観点からお伺いいたします。

従来の正規雇用支援だけでなく、ライフステージに応じた多様な就業形態への対応が求められます。市としても、副業、兼業、スポット就労などの多様な働き方を支援する方向性について、今後どのように政策を整理、強化していくのか、考えをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

副業、兼業、スポット就労といった働き方は、個々の事情に応じた柔軟な働き方を可能とし、就労機会の拡大や人材の有効活用につながる点で意義があるものと認識しております。

一方で、短期、断続的な就労であることから、社会保障制度との整合性や雇用の安定性といった課題も抱えております。

市といたしましては、地域雇用支援の具体的な施策の検討に当たり、まずは副業や短期時間就労等のニーズ把握や他自治体における取組事例を研究しながら施策検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。

では、最後にまとめます。むつ市が掲げるまち・ひと・しごと創生の推進の理念に基づき、子育て、介護、学業などで時間制約を抱える方々が隙間の時間を活用して安心して働ける環境の実現は、地域の持続的発展に不可欠です。市民の皆様の声を反映し、柔軟な就労ニーズに応える施策の強化を期待し、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで、櫻田秀夫議員の質問

を終わります。

ここで、午後 1 時 40 分まで暫時休憩いたします。

午後 1 時 28 分 休憩

午後 1 時 40 分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（富岡幸夫） ここで、商工観光部長より、先ほどの櫻田秀夫議員の一般質問における答弁の一部について、訂正したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） 先ほどの櫻田秀夫議員の質問事項の 2、非正規雇用者の就職支援についての当市における非正規雇用者の現状についての再質問の中で、非正規雇用者の割合が特に高い業種という質問で、先ほど「宿泊、飲食サービス業が 70.1%」と答弁をいたしましたが、正しくは「宿泊、飲食サービス業は 76.1%」でありましたので、訂正させていただきます。

○議長（富岡幸夫） これで、商工観光部長の発言を終わります。

◎高橋征志議員

○議長（富岡幸夫） 続いて、一般質問に入ります。

次は、高橋征志議員の登壇を求めます。1 番高橋征志議員。

（1 番 高橋征志議員登壇）

○1 番（高橋征志） 1 番高橋です。2 項目について一般質問いたします。

1 項目めは、内申書についてです。内申書は、生徒の進路に関わる重要な書類ですが、反面生徒や保護者にとってなぞの多い書類でもあり、その

ことがいろいろな臆測につながっていると思います。例えば教員に意見すると内申書に響くとか、内申書が生徒へのおどしとして機能しているといった言説を本やSNSなどを通して目にすることがあります。内申書によって、学校が生徒を抑圧し、その主体性を阻害するようなことがあってはならないと思います。

また、学校と保護者との関係で言えば、保護者が学校に協力的でないことが内申書に影響するとか、保護者がPTAに入っていないと内申書に響くなどの言説がありますし、実際に市内でも耳にしたことがあります。

そこで、質問の1点目として、学校の意向に沿わない生徒の自主的、主体的な活動やこどもの権利として学校に対し意見することなどが内申書にマイナスに評価されることはあるのか。

2点目として、PTA活動を含め、保護者の活動が内申書に反映されることはあるのかお伺いいたします。

質問の3点目は、内申書の部活動の記載についてです。当市では、部活動が「むつ☆かつ」として完全に地域移行しました。一方で、青森県教育委員会が定める内申書には、部活動についての記載欄が残っています。部活動が地域移行した当市において、内申書における部活動の記載はどのようになるのかお伺いいたします。

次に、質問の2項目めは、高校再編、大湊高等学校とむつ工業高等学校の統廃合に伴う下北地区統合校についてです。

まず1点目は、新校舎の入札中止を受けた対応についてです。大湊高等学校とむつ工業高等学校の統廃合と、それに伴う下北地区統合校の設置に関するこれまでの議論において、統合校の校舎の新築は、その前提となっていました。しかしながら、新校舎建設の入札が中止となり、しかもその後の対応は未定とのことで、5月18日開催の青森

県教育委員会による説明会も納得のいくものではなかったと感じています。

最も驚いたのは、県教育委員会が校舎を新築するとの明言を避けたことです。このことは、初めから新築するつもりはない、新築したくないという意思のあらわれだと受け止めましたが、そのことを市としてどのように捉えているか。説明会に対する市の受け止めについてお伺いいたします。

また当日は、白紙撤回という非常に厳しい意見が同僚議員からだけでなく、市民からも上がりました。新校舎建設という前提条件が崩れたことは、これまでの議論そのものが瓦解したことと同じです。もともと統廃合に否定的だったものを、新校舎に希望を見いだし、苦渋の思いで統廃合を受け入れ前に進もうとしてきた中で、この期に及んでその約束を一方的に破棄されることは、容易に受け入れられるものではない、そのような思いからの発言であったと思っています。

統合校の開設に当たり、新校舎の新築がなされなければ、ただ統廃合だけが、市内の高校が2校に減るという、ただその事実だけが残ることになります。その点からも、第1選択はあくまで新校舎の新築だと考えます。下北地区統合校の新校舎の新築に対する市の見解についてお伺いいたします。

次に、2点目、下北地区統合校の開設準備についてです。新校舎についての説明会の翌日、今年1回目の下北地区統合校開設準備委員会が開催され、一保護者として傍聴しました。この会議について一番の疑問は、統合校に通う当事者であるこどもたち、そして保護者の意見が反映されないことです。

例えば学校名について、地域のこどもたちに愛着を持ってもらえるように広く意見を募集するという案は却下され、代わりに開設準備委員会の委員が考えた案をベースにアンケートを取るという

方針になりました。事務局である県教育委員会から、応募がたくさんあると意見を集約するのが大変という趣旨の発言があり、それがもっともらしく取り扱われ話が進んでしまったことに、今も疑問を感じています。地域のことよりも、事務手間が優先なのかと。

制服についても、こどもの権利、人権という観点からの議論は一切ありませんでした。こどもたちの教育を充実させることは、このまちの未来を形づくることだと思っています。新しい教育環境のスタートというチャンスが目の前にあるにもかかわらず、当事者の意見も反映されず、従来どおり誰かが決めた枠の中からスタートせざるを得ない環境、これが今進められている統合校の実態であり、これで本当に未来の青森を担う人材が育成できるのか、疑問だけが残りました。

県立高校の所管は県教育委員会であり、最終的な意思決定は県教育委員会であることは承知しておりますが、このまちの未来を考えたとき、地元自治体として静観することは、必ずしも正しいとは言えないのではないかと感じています。

開校後は、市として関与する機会はほとんどないと思います。このタイミングで市として下北地区統合校開設準備委員会へ参画する必要があるのではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、高校再編に関する市の見解及び対応についてのご質問の1点目、新校舎の入札中止についてお答えいたします。先月5月18日に開催された下北地区統合校に関する説明会において、県教育委員会から新たな改築計画のほかに、既存校舎の

改修を軸とした施設整備も検討中であることが示されたところであります。これまで説明してきた新校舎の建築以外の選択肢を提示したことは、こどもたちの教育活動への影響を懸念した結果の苦渋の選択肢だと推察するところであります。

しかしながら、突然降って湧いた既存校舎の改修整備という方針に、会場の皆様からは不安や疑問、怒りの声が上がリ、計画の白紙撤回という意見もありました。このような声が多く上がったことは、入札中止の報道を受けてから約2か月もの間、統合校についての情報が何もなく、地域に不安が蔓延しており、さらに今回の説明会でも具体的な方針の説明がなく、校舎整備のイメージが全くつかめない状況であったことによるものと認識しております。

県教育委員会には、地域の皆様に対し早期に整備方針案を説明し、意見を聞いた上で方針を決定していただきたいと考えております。

次に、校舎の新築に対する見解につきましては、いかなる整備手法にもかかわらず、未来を担うこどもたちが最良の教育環境で成長できる校舎が整備されることが最も重要であると認識しております。こどもたちが、何の陰りもなく希望に満ちた夢や将来を思い描けるような校舎整備が実現されることを強く願っております。

次に、ご質問の2点目、下北地区統合校の開設準備についてお答えいたします。5月19日に設置されました下北地区統合校開設準備委員会につきましては、市の教育行政の代表である阿部教育長が委員として参画しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

統合校の開校に当たりましては、県も市も、そして委員の皆様も、こどもたちが最良の教育環境で成長できるようにという思いは一つであると認識しております。市といたしましては、統合校に携わる皆様はもとより、地域全体でこの地域の未

来を担うこどもたちの成長を支えながら、将来のビジョンを描いてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、内申についてのご質問の1点目、生徒の主体性を阻害することへの懸念についてお答えいたします。青森県立高等学校入学者選抜では、選抜資料の一つとして、中学校で作成された調査書を使用しております。調査書は、原則として中学校生徒指導要録及び生徒健康診断票に基づき記入する書類であり、その記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるようになっており、このことは青森県教育委員会のホームページにおいて公表されております。そのため調査書は、生徒一人一人の努力と成長を記入するものであり、決してマイナス面を記入するものではありません。

また、調査書の作成に当たっては、1人の教員の主観とならないよう、校内調査書作成委員会を設置し、記述内容やその基準を設け、記入された内容を複数の目で確認し、作成いたしております。このようなことから、議員ご指摘のようなご心配は全くありませんので、ご安心いただきたいと思います。

次に、ご質問の2点目、保護者の活動が内申書に反映されるという誤解についてお答えいたします。議員ご指摘の件につきましては、学校及び保護者から当教育委員会にそのような問合せはありませんが、もし仮にそうした誤解を持つ方がおられるのであれば、この場を通じて保護者の活動が調査書に反映されることは決してないということをお伝えさせていただきます。

ご質問の3点目、部活動が地域移行した際の部

活動欄の記載についてお答えいたします。昨年度におきましては、地域クラブの活動については、部活動の欄は空欄とし、その他の欄に記載しております。また、出願先高等学校においても、部活動と同等に評価されているものと認識いたしております。

「むつ☆かつ」では、毎学期ごとに各クラブでの活動の様子や大会等の結果について、文章表記にて各中学校に伝えております。また、「むつ☆かつ」以外の一般クラブに対しても同様に、学校へ伝えていただくようお願いをしております。

部活動が学校から離れても、こどもたちの活動の様子が伝わるように、今お話をしたように取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） それでは、内申書のほうから、順番に再質問をさせていただきます。

私が今回心配したようなことは、むつ市内ではないということをはっきりおっしゃっていただきましたので、ありがとうございます。やはりそういった実際には影響がないにもかかわらず、その不安を感じてしまうというのは、正しい情報に接していないからではないかなというふうに私は思っています。

今はもう、SNSを通じてあらゆる情報にアクセスできる時代になっています。残念ですが、内申書に関するネガティブな情報がたくさん出回っているのも事実です。それは、我々保護者だけではなくて、生徒たち自身も見ている可能性があると思っています。

例えばですけれども、高校の校則の見直しということを私常々申し上げますけれども、校則を見直すということは、現状を変えるということになりますので、どうしても学校と意見が対立してしまう部分があると思っています。その際、内

申書に関する不確かな情報であっても、不確かな情報であったとしても、もしかするとということで、それが自分の進路に関わるわけですので、萎縮してしまうことは十分に考えられるのかなというふうに思っていて、今回そこを、ないということをはっきりさせたくて質問させていただきました。

今のは答弁ですから、これまでそういうことはなかったし、これからもそういうことはないということだと思います。もし仮にそういうことを生徒や保護者が感じた場合は、校長先生や教頭先生、あるいは教育委員会に相談して応じていただけますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご心配になっていらっしゃることにしましては、決してあってはならないことであることをこの場で強く確認をさせていただきたいと思います。仮にそのように感じる場面がもしあったとすれば、在籍している学校、もしくは私も教育委員会のほうに直ちにご遠慮なく、ぜひご相談いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 一部のうわさのように、内申書の評価のために生徒の個性や主体性が損なわれることは、生涯を通じてマイナスになりますので、避けられるべきだと思います。

これからの時代に求められているのは、周囲の顔色をうかがいながら盲目的にルールに従う人材ではないはずだと思います。あくまでうわさですが、校内の秩序を維持するために内申書が使われているということであれば、問題だと思います。むつ市では、ないということですので、これからも引き続きよろしくお願いいたします。

それから、保護者との関係になりますけれども、こちらに関しても、PTAに限らずです、保護者の活動が生徒の内申書に反映されるということは

ないということでした。

私も実際に県のホームページで内申書の様式とかなを見ましたけれども、そもそも生徒の活動を評価して記載するものであって、親のことを記載する欄というのは一切ないですよね。それでも、今もなお親の活動が自分のこどもの内申書に響くのではないかという誤解が残っているというふうに感じておりまして、恐らく、恐らくです、先生方も人なので、もしかしたら親の印象で書きぶりが変わってしまうのではないかという心配だと思います。

質問ですけれども、保護者の立場や人柄、その活動、あるいは教員との人間関係みたいなもので、内申書の評価が変わってしまうと。それこそ疑われることは、内申書の本来の目的からも逸脱すると思いますけれども、そういったことが今後あり得るか、改めて確認いたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） あり得ないと申し上げたいと考えております。また、先ほど申し上げましたように、1 人の主観によることがないように、校内調査書作成委員会を構成して、複数の目でこどもたちを肯定的に評価して、その努力と成長がしっかりと伝わるような文章表記となるよう努めておりますので、重ねてご安心いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ありがとうございます。ないということで、重ね重ねありがとうございます。

ただ、内申書をよくするために、先生の評価、印象をよくしておかなければいけない、もしかしたら印象が悪いと、内申書が悪く書かれてしまうかもしれないということが、全国だけではなくて、実際にむつ市内でもそういうことを心配している保護者の方がいらっしゃいます。そういう不安を解消するといいますか、つまり正しい内申書の在

り方を生徒や保護者に伝えるために、学校としてはどのような取組をしているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 生徒も保護者も、調査書がどのようなものか分からないので不安に感じるということは、確かに考えられることかと思えます。そうしたことを防ぐために、取組の一部をご紹介しますと、調査書とはどのようなものか、これを学習する機会を持つこともあります。また、実際に調査書の様式を用いて、生徒に具体的な目標を持たせるために理想の調査書づくり、これは理想の自治活動、理想の自己実現と聞いていただきたいのですが、そうした活動をしたり、その活動を参観日に行い、保護者の方にも周知を図る、そのような活動もなされております。

このような活動を通して、調査書に載るからではなく、自分がいかに生きるべきか、どのように歩んでいくべきか、そうしたこどもを育てるために日々活動しておりますし、生徒会活動等に挑戦してみようといったことを、そうした活動の後に決意を新たにする例もありますので、ご安心いただきたいと思えます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 今回内申書に響くという理由によって、生徒の自主性が制約されたり、あるいは保護者と学校の関わり方がいびつになっているおそれがあるのではないかという問題意識から質問させていただきました。

内申書に響くという言葉は、自分がこどもの頃からもあったと記憶しています。20年以上前の言葉が、今もなお生き残っているということは、それだけ内申書に関する誤解が蔓延しているということの証拠でもあるかと思っております。

生徒や保護者の行動を縛るという意味でも、生徒と先生方の信頼関係という意味においても、誤解をそのままにしておくことはプラスにはならな

いというふうに思います。そのためには、生徒や保護者も正しい情報に接する必要があると思っております。内申書をめぐる不安が誤解に基づくものなのであれば、その誤解は解消されるべきであると考えますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、内申書の質問の3点目です。部活動についてです。今は、「むつ☆かつ」に移行しましたので、マネジャーの評価を学校に伝えるということになります。これまで部活だった頃は、教員による評価ということで、ある意味教育的な部分も含まれていたかと思うのですが、それでも、「むつ☆かつ」に移行することによって、一般の方、学校の先生ではない方が「むつ☆かつ」の活動を評価することになりますので、その点、教育的な観点から評価されなくなるということで、何か差が生じたりすることはありますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） そのようなことはありません。「むつ☆かつ」から学校に伝える文書に関しては、まずマネジャーが作成をいたします。しかし、その後に教育委員会の職員が複数で全員分の確認を行っております。その理由は、「むつ☆かつ」は学校から離れた部活動とはいえ、勝敗のみ、競技力のみを目的とするのではなく、生徒の人格的な成長を目的としているからです。そのような視点に立ち、今申し上げたように複数の職員がしっかりと見て、記録をして学校に伝えてありますので、ご安心いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 心配はないということです。

今年度から完全に地域移行しましたが、昨年度まで既に一部の部活が「むつ☆かつ」に移行しておりますけれども、内申書の記載、あるいは入試とかについて、昨年度までの部活の地域移行で、学校現場に何か混乱やトラブルなどがあっ

たという報告はありましたでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 幸いにしてありません。これに関しては、学校の姿勢に強く感謝をしているところです。先ほど申し上げましたように、私どもは学期末ごとに必ず資料をお渡ししております。そして、各学校においては、通知表にそれを記載して、こどもたちの活動が保護者の目にもしっかり触れるように、努力が認められるように、そのような配慮の下に、今お話をしたように、不安や、そして不満が聞こえてこなかったのではないのかなと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） むつ市では、内申書についての心配、不安、誤解みたいなものはないということが分かりましたので、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

内申書に関しての質問は以上にしまして、次に高校再編のほうの再質問に移りたいと思います。

議論に入る前に、1 点確認なのですけれども、5 月18日の説明会におきまして、県教育委員会から「新築」という言葉が聞かれなかったのです。あちら側は、「新築」という言葉を一切使わなかったのです。聞いている側としては分かりづらく感じましたし、あえて分かりづらくする意図があるのではないかとすら思ってしまったのですけれども、あの場で使われた「改築」という言葉と「改修」という意味にどういう違いがあるとお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

「改築」とは、むつ工業高等学校の敷地内に建物を新しく建てるということで、「改修」とは、既存の校舎の老朽化や不具合を修理改良するものであると認識しております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） つまりあの場で県教育委員会の方々がおっしゃったのは、改築と改修ですので、県教育委員会が言っていた改築が、我々が言っているところの新築に当たるとのことだと思います。それは前提条件ですけれども。

今回の論点は、2 つあると思っていまして、1 つは生徒の教育環境をどうするかという話と、もう一つは県とむつ市との関わり、県と県民ですか、むつ市民としての関わりということの2 点かと思っています。

まず、生徒の教育環境という部分なのですが、今回新築ではなくて改修でいくことも検討しているというような内容の説明がありましたけれども、部分的な改修でも、開校自体は可能なかもしれませんが、一方で新築ではなく改修になることで、これまで市としていろいろ様々要望してきた案ができなくなる、実現できなくなることは確実だと思います。つまりこれまで新築校舎を前提として求めてきた教育環境が整わないことになると思います。新築ではなく改修になることによって、実現が不可能となる市の要望事項にはどういったことがありますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

いかなる整備手法であっても、市が設置した下北地区統合校検討委員会に取りまとめた要望事項は実現できるものと認識しており、そうした教育環境を整備していただく必要があると考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ちょっと聞き方を変えますが、いかなる方向でやっても、これまでの要望事項が実現されるというふうにこれからもお願いしていくということだと思いますけれども、そういうこ

とは、ちょっと逆から聞くと、それらが実現されないと、やはり今まで想定してきた教育環境、こどもたちの教育環境、ひいてはこのまちの未来の形ということになると思いますけれども、それに影響が出てくるという認識でいらっしゃるということでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 壇上でも申し上げましたとおり、優先すべきことは、新しい校舎でこどもたちが夢や希望をかなえるために必要な学びを受けることができる環境整備が実現されることと認識しておりまして、これは単なる老朽化や不具合を改修するのではなくて、新築または新築並みの改修を求めているということでございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） これまで様々再編、統廃合が決まって、今まで積み重ねてきた議論を要望したわけですから、それが先ほど部長からご答弁いただきましたけれども、いかなる形であっても実現していただくと。仮にイメージしていた、当初入札かけた形でなくても、当然そこは実現されるようお願いするということだと思いましたので、そこはよろしくお願いいたします。

ちょっと質問を変えますが、令和3年7月7日に開催されました青森県教育委員会第870回定例会、当時の再編が決まった頃の議事録ですが、ここに下北地区統合校の校舎の新しい整備ということに関して、事務局のほうから、むつ工業高等学校の校舎が「昭和38年から順次施設を整備したものであり、耐震補強工事や部分的な改修を実施しているものの、老朽化が進んでいる状況にある」と。そのほかに、総合学科と工業科を併置することで、学習活動で使用する教室が必要になるので、新たに校舎を整備するという議論がなされています。その前提で、今年の2月、3月まで入札が動いてきたと思っています。

一方で、5月18日の説明会については、この老朽化の話が一切なかったと記憶していますが、入札中止が決まってから、この老朽化に関してはどのような説明が市に対してありましたでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

老朽化による新たな校舎を整備する理由ということでございますけれども、この対応に関して、市に対して県の教育委員会のほうからの説明はございません。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） もともと統廃合を決めた4年前は、老朽化という理由で既存校舎の改修ではなく新築だという話だったと思っています。

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画案に関する地区懇談会における意見等に対する県教育委員会の考え方という当時の資料があるのですけれども、市民の方、県民の方から出た意見に対する県教育委員会の回答が載った資料なのですけれども、ここに、今後まだまだこどもの数が少なくなる中で、新設校の建設は無駄にならないかということで、むしろ建てなくてもいいのではないかと、新築しなくていいのではないかとという意見があった中で、県教育委員会からの回答は、現在むつ工業高校の校舎は、耐震補強工事や部分的な改修を実施しているものの、老朽化が進んでおり、既存校舎をそのまま活用することが難しい状況にあるというふうに書かれていまして、この矛盾が、そもそも当時高校の統廃合ありきで、その場しのぎで議論を進めてきたことの結果なのではないかなというふうに思います。

令和3年当時は、老朽化しているから新築だという説明をしていて、今現在となつては、既存校舎の改修も可能だということで、この耐震という部分だけを見ると、説明が食い違っておりますの

で、どちらかがうそだということになると思います。説明が矛盾していて、これからもその場しのぎの議論が続くのかと思うと、やはり本当に十分な教育環境が確保されるのか、すごく疑わしいなというふうに思っております。

入札中止以降の説明で、老朽化に対しての説明が抜けています。これは、やはり教育環境という以前の問題で、生徒の安全安心、生徒の生命にも関わる話でもあると思っています。市として、この議論の矛盾についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） 答えいたします。

議員は、矛盾という表現をしておりますけれども、既存校舎のリニューアル改修による整備を選択肢としているということは、改修によっても建物の老朽化や実習室等の不足という課題をクリアできるからこそそのものとして、我々は現段階では認識しております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） そうすると、当時は老朽化しているから建て替えなければいけないのだという話があって、そこに関しての説明はないのだけれども、大丈夫だというふうに思っていらっしゃるということですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 高橋議員からご指摘あった耐震という話がありましたけれども、老朽と耐震は別でございまして、生徒の命、いわゆる耐震というのは校舎が崩れるのではないかと心配だと思っていますけれども、老朽と言ったのは、今担当部長からも答弁させていただいたとおり、既存の校舎のリニューアル改修、それを了としているわけではございませんが、県が提示している建物の老朽化、これは改修によって老朽度を直せるというか、耐震ということではなくて、老朽化をリニュ

ーアルできる、そういったものと認識しているということでございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） あくまで県教育委員会の話です。市長に言ってもあれなのですけれども、当時はそれでもそのまま活用することが難しいという話がありましたので、先ほど市長もおっしゃっていますとおり、やっぱりイメージが湧かないので、正確なイメージが湧かない中で議論しても食い違う部分が当然あるかと思っています。

私は、令和3年の議論を振り返ってみたときに、施設が老朽化しているという部分がクローズアップされていたにもかかわらず、今現在になって、その話をなかったことにしようとしているところにすごく疑問を持っていまして、このまま仮に小規模な改修で新しい学校が開校したときに、やっぱりちょっと危険だみたいな話になっては困るなというふうに思っていますので、これからも市として交渉といいますか、議論していくと思いますので、その辺もぜひこれからも伝えていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

少しまた話を元に戻しますが、5月18日の説明会を聞いて、再編が決まった令和3年の頃を思い出したのです。結局あの頃何を要望していたかという、一緒にアイデアを出してもらって、それについてどうこうという話をして、一緒に決めていくということをお願いしていたと思ったのですが、結局そうではなくて、いろんな議論を集めたものの、最終的には県教育委員会からの意見をどんと出されて、もう変更できないというところで終わってしまったことが一番の不安というか、不満というか、そういうところが残ったことかなというふうに思っていまして、今回も市長をはじめ皆さん、そういったところを、まずはどういうふうになるのかを出してもらって、それから一緒に考えていこうという話をしていると思いま

すけれども、この前の説明会を聞く限り、また4年前と同じことになりかねないのではないかなと。つまり意見は出してもらうけれども、最終的に意見は聞かないで、事前に相談もしないで、決まったから報告するということがあるのではないかと、一番それが怖いなと思っているのですけれども、もし仮にそうなった場合、市としてどのように対応されますか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、4年前の議論と今回圧倒的に違うことは、今回新築の計画を県教育委員会が決め、県議会でも予算が承認されて発注はしたと。入札までは行きましたが、取る方がいなかったということでございまして、その中に今まで私たちが知事はじめ教育長に下北地区統合校検討委員会の中で議論した大きく5項目、その中には詳細ありますけれども、具体的に言えば、特色ある教科を教えることができる教員を配置すること、県内のほかの拠点校と連携し、オンラインでの履修を可能とすること、こういったことがソフトの面で、ハードの面でいけば、地域との連携と様々な用途で利用できるオープンスペースを設置すること、こういった要望が設計図の中には載っていたと。そういう意味では、しっかりとこの地域の議論が届けられて、その設計図に反映されている。こういったスキームが、以前は、統合のときは、もう決め打ちで、何を言っても変わらなかったという現状だったと思いますけれども、新しい校舎の設計図には、私たちの地域の声がしっかりと反映されていた、ここはまず事実として残っております。

その中で、今校舎が入札中止になりまして、どうしようという形の中でも、新築ないし新築並みの改修で、この私たちが届けた声はしっかりと反映してほしい。そのことは、市議会の皆さんと一緒に要望を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） よろしくをお願いします。

地域の声ということで、常々市長はじめおっしゃっていますけれども、聞いてもらうだけで、そういう意思決定に反映されなければ、結局はガス抜きで終わってしまうところがあるのではないかなと思って心配しています。その意味においては、県教育委員会の事務局だけではなくて、やはり最終的に意思決定するのは教育委員の皆さんですので、そこにも正しく伝える必要があると思っております。まして、先日議事録を、市がつくった議事録と県がつくった議事録を対比しましたけれども、やはり同じ会議だけれども、受ける印象が、読み手が受け取る印象は全然違ってくると思っております。

その点からも、正しい情報が教育委員の皆さん、あの説明会の場でもありましたけれども、意思決定する人に正しく伝えてほしいという意見がたしかありました。そういった点からも、地域の声を伝えるために、県教育委員会のほうと粘り強く交渉していただきたいと思っておりますけれども、市としての見解をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほど答弁もさせていただきましたけれども、むつ市議会の皆様、そして市としても、先般宮下青森県知事、そして風張教育長に対しまして要望活動を行ってございます。校舎の整備方針案、スケジュールを地域にしっかりと説明をしていただいて、意見を聴取した上で整備方針を決定してほしいということをお伝えしておりますし、前回も統合校の議論が決定してしまったときに、当市から県の教育委員の皆さんにもご説明を申し上げたと。そういった経緯もありますので、地域の声がしっかりと県教育委員会、県教育委員の皆さんに届けられるように、これからも尽力してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） よろしく願います。

市長は、前向きに捉えていらっしゃるけれども、5月18日の説明会を聞いた後、思ったことというのは、前提条件が一度変わってしまったと。にもかかわらず、市民に対して分かりやすい説明もなく、あのときは、決まってから次持ってきますみたいな雰囲気でしたので、自分たちの論理だけで次の方針を決めようというやり方は、もしこれを認めてしまうと、容認してしまうと、結局この高校再編の話だけではなくて、県とのあらゆる関係の中で同じような対応、つまり一度市と約束したのだけでも、条件が変わったから、では次はこういうパターンでやりますからねというふうに決めて、勝手に今までの議論が全部なかったことにされてしまうということが一番怖いなと思っていまして、それが今は高校の話ですけれども、同じ種類のことは、どの分野についても起こり得るというふうに思っています。

一番重い話で言うと、私の中で重い話で言うと、使用済核燃料の話も、結局搬出の話ですとか、あるいは協定書の中で書いた立入調査とか、そういったものも、約束したのにもかかわらず、状況が変わったから何でも許されるみたいな話はやっぱり違うと思っています。

質問になりますけれども、一度決めた約束事が一方的に破棄されるようなことを許容してしまえば、一事が万事といたしますか、教育分野に限らずあらゆる場面で約束を破られ続けるおそれがあるのではないかと考えます。市として、新築に向けて毅然とした対応を取っていただきたいと思うのですけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

今回の件に限らず、これまでも県との関係においては、市民の皆様のことを第一に考え、毅然と

した態度で対応してまいりました。この姿勢は、これまでと変わることはございません。

説明は、以上になります。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 私は、今市議会議員をしておりますけれども、あくまで青森県民の一人です。今回の件は、そういった意味で県民と県教育委員会との信頼関係を大きく損ねるものではないかなというふうに私は思っています。

こどもたちの教育環境のためという言い回しを盾に取ることで、全ての議論が止まってしまうおそれがあると思っています。「こどもたちのためだから、こどもたちのためだから」ということで、これまでの約束事を守れとお願いすることが、聞き分けのないようなことに見えてしまうようなおそれがあると思っています。

こどもたちの教育環境を充実させることと、これまでの住民との約束を守ることは、本来分けて考える必要があって、それについてはこれまでの経緯を踏まえると、どちらもやっていただくことは当然のことではないかなというふうに私自身は思っています。

一度決めた約束事を一方的にほごにされ、しかも納得できる事前の説明もないと。一度そういうようなことを許容すれば、あらゆる面で常態化することがあると危惧しています。そのようなことがないように、引き続き市としても交渉をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、統合校の開設準備についての質問に移ります。今回開設準備委員会を傍聴いたしまして、生徒や保護者、当事者が不在で物事が進んでいくことにすごく違和感がありました。年5回の開催ということで、もう回数も決まっていますので、何かもう締切りに追われて、事務的に決定事項を積み上げていくだけのように見えました。あくま

で私の主観ですが。

せっかくの新しい学校なのに、学校名や制服といった、生徒たちにとって学校生活で最も身近なテーマでさえも意見が反映されないということで、壇上でも申し上げましたが、制服については本来生徒の人権という話もありますが、そういった議論ありませんでしたし、制服の費用についても、高価にならないようにという意見はありましたが、その場にいた誰もが制服の現在の価格を知らないにもかかわらず、つまり制服を購入する家庭にどれくらいの費用負担が発生するかも分からないのに、新しいデザインをつくるというふうに決ってしまったということです。

委員の方々、たくさんいらっしゃいます、15人ですか、いらっしゃいましたが、保護者は今、価値観が多様な時代です。PTAの方、たしか1人代表としていらっしゃいましたけれども、その方が市内の全部の保護者の意見を集約できることはもちろんありませんし、そういった意味では、市として独自に当事者である今の中学生、あるいはこれから新しい統合校に入るであろう小学生やその保護者にアンケートを行って、むつ市民の当事者の意見を委員会に届けるべきではないかなというふうに考えるのですけれども、市としての見解をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

開設準備委員会は、県教育委員会が設置した委員会でありますので、設置者で事業の実施主体である県教育委員会の責任において、当事者の意見を反映させる仕組みを構築すべきであると考えております。

しかしながら、市といたしましては、県教育委員会に対し、子どもたちや保護者の意見をしっかりと拾い上げるよう働きかけるとともに、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 統廃合は、当事者の一人として本来残念なのですけれども、せっかくの新しい学校でもありますので、これからのむつ市のために新しい取組を取り入れるチャンスでもあるというふうに私も考えて、これから先やっていきたいと思うのですけれども、なので、せっかくのそういうチャンスなのに、大人の都合で、本来任せてもいいようなところも決まってしまうというところに違和感があります。

今校則の見直しという流れで、ルールを自分たちでつくと、自分たちの校則を自分で変えるということが民主主義の実践だということでも全国的な流れに少しずつなっていると思います。それに反して今回は、大人が勝手に決めてしまって、入学したら、せっかく新しい学校なのに、もう決まっているというところで、大人が決めたルールに従えよというような言外のメッセージとも受け取ってしまうと私は受け取りました。

これで魅力ある高校ですとか、未来を担う人材という言葉が本当なのかなというところで、これまでもっていた期待感が半減してしまったというところを強く感じました。やはり市の未来を見据えたときに、教育を大事にしないことは、やはりむつ市の未来にとっても損失になると思います。

今こどもの権利ということで、市を挙げて取り組んでいたと思いますけれども、そういったところから高校に上がるタイミングで、また一からリセットということになっても、せっかく積み上げてきたものがゼロになるということはすぐもったいないというか、残念なことだと思いますので、そうならないようにしていただきたいと思っています。

質問をもう一回考えてきたのですけれども、働きかけていただけるということでしたので、そち

らのほうもぜひよろしくお願いします。

最後に一言述べさせていただいて、終わりにさせていただきますけれども、県立高校の話です。市長にたくさん答弁いただきましたけれども、結局最後は県教育委員会が決めることだということとは理解しております。ただ、これから先、ハードの面もソフトの面も、新しい情報が示されるまで、結局不安な状態がまだまだ続くことになると思います。それは、私は保護者として、一当事者として、そういう心配もあるのですけれども、やはり議員としても市の未来の形、将来の形に関わることだと思しますので、問題と言っていいかあれなのですけれども、この件については引き続き注目していきたいと思ひますし、そういう意味で市長と教育長も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひますので、今後一緒になって頑張っていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、高橋征志議員の質問を終わります。

ここで、午後2時45分まで暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） こんにちは。皆様、お疲れですか。今定例会の一般質問、15人の最後の1人です。ありますので、もう少しだけお付き合い願ひたい

と思います。

自由民主党、自民クラブ、中村正志です。むつ市議会第264回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

先日、町内の人から電話で連絡がありました。それによると、「近所の〇〇さんの姿を1か月以上見ていない。こういうときはどうすればいいのか」という内容でした。すぐに田名部交番に相談したところ、「これから確認に行きます」と対応していただき、警察官が家の中を確認したところ、布団の中で亡くなっていました。事件性はなく、死後1か月以上経過しているようだと説明を受けました。高齢者の孤独死、孤立死に初めて立ち会いました。報道等ではよく聞く話ではありますが、身近で直接体験したことに、少なからず衝撃を受けました。

厚生労働省や民間の研究機関の発表によると、孤独死が起きやすい環境として、独り暮らしの世帯、仕事をしていない、親族の付き合いがない、持病がある、隣人付き合いがない、男性高齢者の一人世帯、パートナーがいない、ひきこもりがちが挙げられております。孤独死への対策として、身内、家族と一緒に暮らすのが一番の現実的な方法ではありますが、現在の日本においては、場所や家族構成などから、かなわない人も少なくありません。

自ら対処できる孤独死を避ける対策として、訪問サービスを利用する、見守りカメラなどを使う、ご近所の人と交流を持つ、健康的な食生活を心がける、SNSなどで交流する、通所サービスを利用するなどが有効とされています。科学技術が発達した現代においても、人と人とのつながりが一番大切なのだと思います。そんな温かいむつ市でありたいと思う56歳、今日この頃でございま

す。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、EBPMについてであります。EBPMとは、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングの略で、日本語に訳すと、合理的根拠を基にした政策立案ということになります。政策が狙った成果を実現しているか客観的に評価し、より効果の高い政策を立案するための考え方です。EBPMの考え方は、国だけでなく各自治体にも広がっており、政策立案における重要度が高まっています。

EBPMの特徴は、大きく2点あるとされており、第1に、政策がどのような道筋で狙った効果を生み出すかという因果関係を整理することであり、第2に、その名のとおり、エビデンス・ベースであることにあります。たまたま見聞きした事例や経験、エピソード・ベースに基づいての政策の評価、立案を行うのではなく、政策の効果をデータも用いて評価し、評価結果、エビデンスに基づいて政策の評価立案を行うことがエビデンス・ベースになります。

むつ市においても、令和7年度当初予算にEBPM実践力向上プロジェクト事業費を計上しており、その取組を始めております。

以上より、4点質問します。

1点目、EBPMを推進する背景について。内閣府がEBPMを推進する背景は。なぜ今EBPMなのか。従来の政策立案との違いは何か。その特徴についてお伺いいたします。

2点目、EBPMの導入目的について。むつ市が導入した目的、導入に当たりどのような点が変わるのか。初めにどの部分から、どの分野から導入するのかお伺いいたします。

3点目、EBPMを効果的に実践するための方策について。効果的に実践するためのポイント、その手順、EBPMの進め方についてお伺いいたします。

4点目、EBPMを導入するに当たり、現状の課題についてお伺いいたします。

質問の第2は、公用車の管理運用についてであります。行財政改革や業務効率化に向けた取組はマストであり、常に取り組んでいかなければならない課題であると認識しております。今回は、公用車の管理運用について質問をさせていただきます。

公用車は、日々の業務に欠かせない存在であります。公用車を運用するあらゆる自治体に発生する車両管理業務は、ノンコア業務の一つとされていますが、車両の保守点検への対応を含むことから、安全性や法令遵守の観点で欠かすことのできない業務でもあります。

車両管理に関する業務には依然としてアナログな手順が多く、職員の負担となっている現状があると感じております。官民間問わず働き方改革が推進される現在、公用車利用手続に時間を取られ、本来の業務時間が圧迫されることは改善されるべき課題であると考えます。

以上より、3点質問します。

1点目、公用車の保有台数、管理方法、稼働状況、予約管理、日報提出などなど、現状の公用車の管理運用についてお伺いいたします。

2点目、現状の車両管理の課題について、どのように捉えているのか。

3点目、業務効率化に向けた新たな取組について、併せてお伺いいたします。

質問の第3は、学びの多様化学校についてであります。今定例会には、学びの多様化学校についての関連予算が計上されていますので、その部分には触れないように、また井田茂樹議員が同様の質問をしておりますので、重複を避けながら質問したいと思います。

6月2日の山本市長の定例記者会見において、青森県で初めてとなる不登校児童・生徒を対象と

した学びの多様化学校を令和9年4月に開校するとの発表がありました。この学びの多様化学校については、昨年12月のむつ市議会第262回定例会、私の不登校支援の質問の中で、他自治体の先進地を既に視察しており、情報収集、調査研究を進めていくとの答弁をいただいております。まさかこんなに早く事業着手するとは予想していなかったもので、むつ市とむつ市教育委員会の事業に対するスピード感、責任感に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そこで、学びの多様化学校について、1点目、開校に至る背景とその目的について、2点目、学びの多様化学校とはどのような学校なのか、併せてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、EBPMについてのご質問の1点目、EBPMを推進する背景につきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、EBPMの導入目的についてお答えいたします。市は今年度、次期むつ市総合経営計画の策定に着手することを契機に、EBPMを導入することとしております。

現在市を取り巻く状況は日々変化しており、生産年齢人口の減少による地域経済の衰退や、新たな行政ニーズ及び課題への対応といった外部環境のほか、職員数減少によるマンパワー不足や厳しい財政状況といった外部環境が大きく変化する中であっても、諸問題に対して迅速かつ適切に対応することが求められております。

こうした厳しい状況を踏まえ、市の最上位計画であり、政策の発生源であるむつ市総合経営計画の次期計画にEBPMを導入することで政策の見

える化を図り、計画の実効性を確保し、限られた行政資源をこれまで以上に有効活用しながら、より効果的な政策を継続的に展開することを目指してまいります。

次に、EBPMの導入に当たり、どのような点が変わるのかということにつきましては、データという客観的な証拠に基づく意思決定や、評価が可能となることによりデータ活用の推進が図られ、効果的な事業構築や業務の効率化につながる事が挙げられます。

また、議会の皆様をはじめ市民の皆様への説明責任の強化も図られ、政策の継続的かつ効果的な改善にもつながるものと認識しております。

次に、どの分野から始めるのかということにつきましては、今年度策定作業を開始しております次期むつ市総合経営計画にEBPMを導入することになりますが、その策定の過程の中で、より効果的なEBPMの運用について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目及び4点目並びに公用車の管理運用についてのご質問につきましては、それぞれ副市長及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 中村議員の学びの多様化についてのご質問の1点目、開校に至る背景とその目的についてお答えいたします。

まず、開校に至る背景についてであります。当市においては近年、不登校の児童・生徒が増加傾向にあり、早急な対応が求められている状況があります。その要因といたしましては、友人関係のトラブルや学習面での悩み、家庭環境など、多様な事情を抱えていることが挙げられます。

私どもは、これまで全ての児童・生徒の学びを

保障するため、校内支援センター、むつ市教育支援センター及びメタバース教育支援センターなどの取組を進めてまいりましたが、新たな取組として学びの多様化学校を設置することといたしました。

次に、ご質問の２点目、学びの多様化学校とはどのような学校かについてであります。学びの多様化学校とは、様々な事情により不登校となっている児童・生徒を対象に、学びを保障する目的で設置する正式な学校であり、文部科学省が誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として進めている取組の一つであります。

この学びの多様化学校では、児童・生徒に寄り添った柔軟な教育課程の編成や、より充実した個別最適な学習の提供が可能となるなど、従来の小・中学校とは異なるアプローチで教育活動を行うことが可能となります。

既に他県で開校している学校では、学び直しの時間の創設、体験活動の重視、さらには登校日数や登下校時刻の柔軟な設定などの取組により、児童・生徒が自分のペースで安心して学びを進められるように工夫されております。

こうした特別な教育課程に基づく学校運営を、より柔軟かつ適切に行うため、また管理職を含む十分な教職員配置を確保するために、分教室型ではなく、単独校として設置することを考えております。

また、当市では支援を必要とする児童・生徒の年齢層が幅広いことに加え、小・中学校の９年間を見通した継続的な支援が可能となることから、小学生と中学生が共に学べる小中併置型の学びの多様化学校として設置することといたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

（齋藤友彦副市長登壇）

○副市長（齋藤友彦） 中村議員のご質問にお答え

いたします。

まず、ＥＢＰＭについてのご質問の１点目、ＥＢＰＭを推進する背景についてお答えいたします。ＥＢＰＭ推進の背景といたしましては、現在我が国は世界に例を見ない少子高齢化の進展や厳しい財政状況に直面しており、こうした現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証することの必要性がこれまで以上に高まっております。

その中で限られた資源を有効活用し、国民に、より信頼される行政を展開するために、統計等の客観的証拠に基づき現状を正確に分析することで効果的な政策を打ち出し、積極的な行政運営、事務事業を展開していくＥＢＰＭを内閣府が推進しております。

次に、ＥＢＰＭの特徴、従来の政策立案との違いにつきましては、これまでは偶然見聞きした事例や経験に基づいて政策の評価立案を実施するエピソード・ベースの政策運用が行われる傾向があると一般的に言われておりますが、これに対しましてＥＢＰＭは、エビデンス・ベースの政策運用であり、データ等に基づいて政策の評価立案をすることにより、証拠に基づいた客観的な判断をすることが可能となり、より効果的な政策の展開につながるものと認識しております。

次に、ご質問の３点目、ＥＢＰＭを効果的に実践するための方策についてお答えいたします。初めに、ＥＢＰＭを実践するためのポイントについてであります。まずは最終的な将来像を設定し、目的を明確化した上で、逆算して今何をすべきかを考え取り組むことであります。そして、統計やアンケート調査等の定量的データと、市民の皆様や事業者の皆様の声などの定性的データを適切に収集活用することで、課題の因果関係の明確化や政策の選択肢の比較につなげることが重要であると考えております。

続いて、E B P Mを実践するための進め方といったしましては、まず政策の対象となる課題の現状を的確に把握し、課題解決に必要な政策を検討するための情報、いわゆるエビデンスを整理する必要があります。

次に、その課題に対する最終的な将来像を設定し、政策の目的を明確化いたします。その目的を達成するために、エビデンスとなるデータの収集を行い、収集したデータを可視化した上で効果検証を行い、再度政策の見直しを行います。

また、エビデンスのもととなるデータの収集に当たりましては、市内外の環境変化に応じた柔軟な見直しを行うため、「ふらっと」などを通じて、市民の皆様や、その政策の関係者の皆様との意見交換を積極的に行うことで定性的データを収集し、一方では統計等の定量的データ収集やその分析について専門家からの支援を得ながら、職員のスキル向上を実現することにより、E B P Mを効果的に実践してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、E B P Mの現状の課題についてお答えいたします。E B P Mを導入することに対する現状の課題といたしましては、実践する市職員の理解度をどのように向上させていくのかということが挙げられます。

E B P Mは、実際行政にも必要かつ効果的な手法ですが、その概念は広く複雑で分かりにくいいため、職員全体の理解が得られないまま導入すると、職員の手間だけが増えた、作業が形骸化するということになり、本質的なメリットが得られないという懸念がございます。

また、データ取得、データ分析自体が目的化してしまうと、データがない分野についてはどうするのかという思考停止になってしまったり、データを取るために予算を投じるという本末転倒になってしまうおそれもございます。

これらの課題への対応といたしましては、まず

E B P Mの知見とノウハウがある民間事業者に協力を仰ぎ、職員の理解度に合わせた柔軟な研修を実施することで、段階的に市職員のE B P Mに対する理解度の向上とスキルの習得を図ります。

そして、データの利活用や分析はあくまで手段であり、それ自体がE B P Mの目的ではないことを認識すること、エビデンスに基づくものとエピソードに基づくもののそれぞれの強みを生かし、組み合わせて政策を展開すること、政策の実施状況をデータと現場の声の両方ではかり、異変をいち早く察知、検知し、機動的で柔軟に対応することが必要だと考えております。

それ以外の課題が懸念された場合につきましても、研修や次期むつ市総合経営計画の策定作業を通じて対策を検討し、より効果的かつ効率的な方法でE B P Mを運用することで市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 公用車の管理運用についてのご質問の1点目、現状の管理運用についてお答えいたします。

本庁舎及び各分庁舎に配置された令和6年度末の公用車の総数は116台で、その内訳につきましては、本庁舎81台、川内庁舎14台、大畑庁舎10台、脇野沢庁舎11台となっております。このうち本庁舎では、全庁共用で利用できる車両7台と、車両所管課の承認を得て利用できる共有車両22台を合わせた29台につきまして、グループウェア上で予約できる体制となっております。

また、管理につきましては、本庁舎では施設経営課、分庁舎では管理課または総合課で車検及び法定点検を行うとともに、使用する職員が乗車前後に目視点検を実施し、点検結果を運転記録簿に記録しております。

車両の更新につきましては、各所属ごとの判断

ではなく施設経営課に一元化しており、購入からおおむね10年以上または走行距離10万キロメートル以上を目安に、使用頻度等を含めて総合的に優先順位を決定し、車両の購入に当たりましては、車両の配置先のニーズを満たしながら、幅広い事業者が参加できるよう配慮して仕様書を作成しております。

次に、ご質問の2点目、車両管理の課題についてお答えいたします。車両管理の現状の課題といたしましては、公用車の台数や配置の適正化のほか、一部公用車につきましては、タイヤや消耗部品の交換などのメンテナンス業務を職員が行っておりますことから、安全性と業務負担の軽減の両面から業務改善の必要性を感じております。

加えて、車両を使用する職員が記載する運転記録簿のペーパーレス化につきましても課題として捉えております。

次に、ご質問の3点目、業務効率化に向けた新たな取組についてお答えいたします。公用車管理業務の効率化につきましては、昨年度から調査検討を重ねており、運転記録簿のペーパーレス化について、試行運用ではありますが、L o g o フォームを活用し、スマートフォンやパソコンから運転記録を報告できる体制を整えております。

また、業務効率化と管理コストの最適化に効果的と考えられるメンテナンス業務のアウトソーシングの導入についても検討を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） ありがとうございます。答弁をお聞きしまして、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まずは、E B P Mのほうですけども、今お話を聞いていまして、次期総合計画に向けて導入をしていくということと、またその必要性につきましても、ただいまの説明で大分理解をいたしまし

たし、ぜひとも必要なものだのと改めて感じているところでございます。

これからE B P Mを進めていくわけですけども、その課題といたしまして、職員の理解度でありますとか、データ不足でありますとか、データを取るためにかえって費用がかかってしまうというふうなことが挙げられておりましたので、その辺りについてちょっと質問をしていきたいなと思います。

まず、職員の理解度ということでありましたが、先ほどの話であると、外部の専門家も交えてというふうなお話でありましたけれども、実際今年度から予算計上されておりますので、その辺りの具体的な計画がありましたらお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

今年度は、政策の根幹となります次期むつ市総合経営計画の策定に着手することを契機といたしまして、課長級職員約60名を対象にE B P M研修を実施する予定としております。各政策分野の事業実施の中心となります課長級職員がE B P Mを学ぶことによって、これまでの事業を適切に評価し、より効果的な事業の構築、展開へとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 本年度は、課長級以上なのか、60人ということでした。これ恐らく中長期的な考え方で全職員ということになるかと思っておりますので、そちらのほうの計画もぜひとも進めていただいて、誰もが使えると言いますとちょっとおかしいですけども、みんながきちんとこれを理解して施策をつくっていける、そのような形にしていだきたいというふうに思います。

その中でもう一つ懸念されるのが、この計画を進めていくに当たって、やはり全庁的なデジタル化というのがもっともっと大切になってくるので

はないかなと今感じておりました。やはり使いたい人が使いたいというときに必要なデータを引き出せる環境といたしますか、そういうふうなものが必要だというふうに考えますが、今でもデジタル化につきましては毎年毎年進められていると思いますが、今後のデジタル化に向けた方針というふうなものがありましたら、そちらのほうもお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 今年度のデジタル化につきましては、DXの推進、庁内の面で申し上げますと、吉田副市長を先頭、特に業務の効率化、人事面のシステムを含め、もう一つは窓口専門員をはじめ、DXで進めているところもあります。そういったところも含めて、庁内の体制を私から吉田副市長に下ろしまして、リーダーとなってデジタル化の推進に向かって庁内としては取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 進めるに当たっては、このデータというのが非常に大事になってくるわけですが、現在使用可能なデータというのはどのようなものがありますか、考えられますか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

EBPMにおきまして使用可能なデータといたしましては、政府や各省庁が保有しております国勢調査に基づく人口統計や経済指標等といった公表データ、自治体等各地方公共団体が保有しております戸籍や税務情報等といった内部データ、民間企業、団体が保有しておりますビッグデータや学術論文等といった外部データが想定されるものとなっております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 無料で手に入るデータというものもありますし、先ほどの壇上での答弁の中にも

あったかと思うのですが、有料で手に入るデータというのもあると思うのですが、この有料で入るデータにつきましては、その手に入れるといいですか、使用するのもある程度判断しなくてはいけないと思うのですが、その辺りは現時点ではどのように考えていますか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

データにつきましては、定性的なものもございまして、定量的なもの等ございまして、また政策の課題において、そのデータが必要不可欠ということでありましたら、その費用対効果を勘案いたしまして導入するということが検討することになるかと思っております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 今副市長がお答えになったとおり、要はコストとベネフィットのバランスだというふうに思うのですが、今おっしゃられたように、やはり必要であるならば使えるような、ぜひそういうふうな体制をつくっていただきたいと思っております。

このEBPMを進めることによって、先ほど来お話しされているように、声ありき、申請ありきの政策ではなくて、声なき住民の声を拾い上げることも可能だと思います。地域課題の解決につながる手法だと思いますので、今後ともこのEBPMの取組のほうを注目し期待したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、公用車のほうをお聞きしたいと思います。先ほどのお話ですと、全部で116台ということで、本庁舎のほうはどこの部署でも使える共用車が7台、あとその部署の許可をもらえれば使える車が22台というふうなご説明でございました。これ非常に難しいとは思いますが、むつ市の人口、あるいは行政面積を考えたときに、必要な台数というのはどこら辺にあると考えるの

か、あるいはまたそれを見極めるといいですか、方法なんかにつきまして、お考えがあればお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

先ほど説明いたしました全庁的に使用できる共用車及び車両所管課の承認を得て使用できる共用車、合わせて29台につきましては車両の数は少ないというふうに感じております。

また、各所管課が専用的に使用しております車両につきましては、稼働状況にばらつきがあるため所管課専用ではなく、一部を除き全庁で共有することも今後検討する必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、公用車の稼働状況の検証につきましては、公用車の適正台数を把握し、結果次第では公用車の削減や車両管理コストの削減につながる可能性もありますことから、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） あと管理につきまして、どうしてもアナログな部分が多いというお話でございました。それに向けても、ペーパーレス化でありますとか、アウトソーシングということを考えているということでございました。実際今全国の事例を見ると、それこそパソコン上で、アプリ上で全てができるとか、あるいはメンテナンス関係を全てアウトソーシングしているとかという例も見受けられて、いろいろな種類のサービスがあるようでございますので、ぜひともそちらのほうの研究のほうもしていただきたいなというふうに思います。

あと、公用車の関係でいくと、これからだと環境のことを考えた使い方というのがあるのかなというふうに思いますが、そういう意味ではEV車の導入というのも十分検討されているとは思いま

すが、現状だと何台あって、今後取り入れていく計画とかはございますか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） EVの現状と今後につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

先ほど財務部長から車両の適正ということがありましたけれども、今現状で紙で管理していた運行記録をLog o フォームという形でDXにしておりますけれども、先ほど少しEBPMのところでも申し上げた庁内のデジタル化、むつ市DX・スマートシティ推進本部を立ち上げて、本部長を吉田副市長ということで、セキュリティの部分を総務部長が担っております。行政のDX、もう一つ今庁内で一番大きな事業としてシステムの標準化の部門、そしてスマートシティ推進部会ということで、交通の部門で、これは市民の皆様にも恩恵があるような形でやっております。車両の台数の適正をGPSはじめシステムで取れば、どのぐらい運行しているか、いわゆる定量的な情報がEBPMの手法で取れるのですが、さきほど齋藤副市長から触れられましたけれども、その定量的な情報を取るのにまたコストが、GPSの導入にコストがかかると。そういったことの兼ね合いも見ながら、EVの導入も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 電気自動車やハイブリッド車の導入の状況でございますが、現在当市では電気自動車1台、ハイブリッド車25台を保有しております。今後におきましても、導入のコスト、走行性能、充電インフラの整備状況などを総合的に検討し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 公用車の効率的な運用と、全国的にやられているのが公用車のシェアリングサービスというのがあるようでございます。要は

役所が休みの日、公用車を貸し出して、それである程度収入を得る、車を効率的に使うというふうな考え方がございますが、それはむつ市では可能な考え方でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 近年効率的な車両運用やコスト削減の観点から、公用車を民間のカーシェア事業と連携させて、平日は公用車として、休日は市民や観光客に開放するといった取組が他自治体では進められております。

当市の公用車は、一部の車両については稼働率が低いという状況が見られますことから、車両の有効活用における市民サービスの向上、さらには財政負担の軽減等といった観点から、今後調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） もう一つ、財政負担の関係でいきますと、公用車へ広告をつけるというような動きも全国で広がっております。むつ市だと、ネーミングライツというのはやっていますけれども、公用車のほうに広告をつけるというふうな考え方は、それこそむつ市では導入可能でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 公用車への企業広告の掲載につきましては、過去に検討した経緯がございますが、広告収入を確保できる一方で、他自治体を参考といたしましても、公用車として使用しにくいほか、公用車ではなく単なる社用車にしか見られないなどのデメリットがございましたことから、実施していない状況でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 車でありますので、今はドライブレコーダーを結構取り付けている車も多くて、いろんな場面でそれが役に立っているということがございます。もし公用車につけるとすれば、

例えば使い方によっては道路の路面状況の破損を調べることができるだとか、こどもたちの見守り運動ができるだとか、いろいろなことが考えられると思いますが、現在ドライブレコーダーをつけている公用車はどれくらいあるのでしょうか。

また、今みたいな形で本来の役割以外の部分でも活用していくことは可能でしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） ドライブレコーダーは、116台中52台に設置しております。令和元年度以降は、購入時にドライブレコーダーの設置を指定しておりまして、車両の更新とともにドライブレコーダーの設置率が増加する見込みとなっております。

ドライブレコーダーの本来の用途以外の活用ということにつきましては、今後調査研究させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） それでは、学びの多様化学校のほうに質問のほうを移らせていただきますが、以前札幌市にある学びの多様化学校を特集した番組を私見たことがあるのですが、そこでは周囲と比較することなく、その子にとっての一步が尊重され、自分はここにいてもいいのだよと思えるような学校づくりをしているなというふうに私は感じました。

教育長は、恐らく先進地のほうを視察されておられると思いますし、市長の話の中でも出てきておりますが、恐らく見たところは宮城県の白石市の白石きぼう学園だというふうに思いますが、その白石きぼう学園というのはどのような学校なのか、もしよければ教えてください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

白石きぼう学園は、東北で初めて設置された学

びの多様化学校であります。今の自分を受け入れ、しっかりと認められる学校、学校らしくない学校がコンセプトとして掲げられており、小中一貫型の学校となっています。

同校では、登下校の時刻を柔軟に設定するとともに、一人一人の興味関心に基づいた探求活動や体験活動を取り入れるなど、児童・生徒が自分のペースで学べるように様々な工夫をした教育課程が編成されていました。また、一人一人に寄り添った支援を行うため、県費負担の教職員に加え、支援員やスクールカウンセラーなど、白石市単費負担による会計年度任用職員も配置されておりました。

本市におきましても、白石市と同様に、小中併置型の学校の設置を目指していることから、白石きぼう学園の取組を参考にしつつ、設置検討委員会でしっかりと協議して教育課程を編成してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） その学びの多様化学校であります。恐らく開設、開校までには乗り越えなければいけない問題とは言いませんけれども、ハードルがあるかと思うのですが、それは令和9年4月に向けてどのように進められていくものなのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご回答申し上げましたように、文部科学省が進めている施策の一つであります。したがって、教育課程特例校としてこのような学校を開校する、その旨申請をして、文部科学省から了解を得る必要があります。

また、並行して青森県教育委員会が人事配置を行いますので、管理職を含む教職員の配置等に関してしっかりとお願いをして、子どもたちの支援を確かなものにする、そのようなことを考えております。

また、一番大事なことは、子どもが子どもたちの今の様子を見て、どのような学校であれば子どもたちの支援にかなうのか、そのようなことをしっかりと考えて、子どもたちの意見も聞きながら学校のありようを定めること、そしてそれを子どもたち、保護者の方々、学校教職員に周知することが最も大事なことはないかなと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） では、国なり県なりに、それを申請する時期というのは、いつまでにすればよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 既に設置に向けて検討委員会を立ち上げる旨、文部科学省には連絡し、そしてそのことに関しては了承をいただいております。そして、令和9年4月に開校する予定として考えておりますので、今年度アウトラインをしっかりと定めて、そして具体的な動きに関しては来年度しっかりと詰めていく、そのようなことを目途といたしております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） では、この学校なのですが、学校ということで、子どもたちがこの学校に行くには、恐らく今属している学校から転校するということになるかと思うのですが、これ希望すれば誰もが転校できるというわけではなくて、やはり目的がありますので、そこら辺のことがあると思うのですが、この学校に入るに当たり、子どもさんと学校側がしなくてはいけない、あるいは親御さんとしなくてはいけないということはどういうことがございますか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘いただきましたように、少人数でしっかりとしたゆとりの中で一人一人を大切にする教育課程、その実践を目途とし

ておりますので、転校の意思を示して自動的に転校がかなう、そのようには考えておりません。今現在の児童・生徒の状況を学校、保護者、そして児童・生徒とも協議をして、その子にとって一番いい学びの場所が学びの多様化学校であれば、それが認められるべきであると考えております。

これから先、名称が変わるかもしれませんが、就学指導委員会を設置して、今お話をいたしましたように、関係者からしっかり聞き取りをして、あるいは体験入学等を経た上で決定される、そのような仕組みとすることを考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） そのようなことをやった上で、学校に入られるお子さんの特別な教育課程というのでしょうか、そういうものが組まれていくと思うのですが、その特別な教育課程というのは、お子さん一人一人でこれ変わってくるものなのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘のとおり、児童・生徒一人一人にそれぞれ特別な教育課程が編成される、そのように考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） この学びの多様化学校では、授業数を減じることできるというふうに聞いているのですが、そうなるの一つ心配されることが、そのこどもたちの進学のことなのですから、その辺りについてはちょっと懸念するところがあるのですけれども、授業数が減ったとしても、こどもたちがその上の進路を選べる環境について十分配慮されるというふうな考え方でよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） おっしゃるとおりです。具体的には、例えば小学生が一生懸命頑張って、そしてエネルギーを蓄えて、そして現住所の近くの

学校に行くことができる、仮にそのように考えられる場合には、これもしっかり皆で協議をした上ですけれども、中学校、学びの多様化学校ではない学校への進学、それのできるものの一つではないかなと考えています。

また、中学生に関しましては、高等学校には学びの多様化学校はありませんので、一般の高等学校と、これは全日制、定時制、通信制、様々ありますが、そうした進学等に関しても多様な進路を保障できるように最大限支援をしなければならぬと考えております。

そして、ご指摘の授業時間に関しましてですけれども、基本的には教育課程の特例校ですので、各教科の授業時間等を減ずることは可能になります。ただ、ただ単に減ずるのではなく、しっかり内容を精選し、精選することは、先ほど申し上げましたように、学び直しの時間を創設することにもつながります。しっかり基礎を洗い直して、そして当該学年で学ぶことに関してエッセンスをしっかりと吟味して、少なくしっかり教える、そのような教育活動を営むことができれば、そうした懸念は払拭するのかなと考えております。

また、先ほどご指摘をいただきました白石きぼう学園におきましては、今年度、そして昨年度とそれぞれ10名弱のこどもさんが卒業して高等学校に進学している、そのような実績等にも触れております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） このような学校でありますから、先ほど教育長のほうの答弁にもありましたけれども、十分な教師、職員の配置ということになるかと思うのですが、そうなった場合、国とか県からの財政的な支援というのは十分に見込めるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

基本的には、そのようなことを願っております。しかしながら、現段階において学びの多様化学校を設置するからといって、十分な人の加配等、定数よりも多く配置される、そのようなことが約束されているものではありません。しかしながら、目的をしっかりと丁寧に説明をして、そして青森県教育委員会が任命権者でありますので、そうした当方の意図を説明して、十分な加配が得られるようにしっかりと努めてまいりたいと考えております。

また、議会の皆様方の了解をいただきまして、むつ市では特別非常勤講師の制度も実現を見させていただき2年目となっております。これは、市が単費で先生方を任用して、例えば中学校で美術の先生がいなければ、そこに美術堪能な方に行っていただいて、こどもたちのしっかり充実した授業を実現してもらう、そのような制度も進めさせていただいております。

学びの多様化学校におきましても、そのような制度を運用して、こどもたちを支えていきたいと考えておりますし、またこどもたちのしっかりとした精神面のケア等を考えれば、カウンセラーさんですとか、あるいはスクールソーシャルワーカーさんですとか、そうしたことの配置等に関しても検討していくべきではないのかなという思いも持っております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 学びの多様化学校でございますが、学校に戻ることがベストではないということもいるわけです。一つの学校だけでこどもを支えるのではなく、その子の状況に応じて様々な学びの場を適宜活用しながら、その子らしい一歩をみんなで支える社会がこれから求められていると思いますので、むつ市教育委員会の取組を全力で応援したいなというふうに思います。

それでは、最後にこの言葉で一般質問を終わら

せていただきたいと思います。「アリストテレスが何と言おうと、哲学が束になってかかってこようと、たばこに勝るものはない」、モリエール。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、中村正志議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月17日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、6月18日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時42分 散会